

# ひたちなか市議会総務生活委員会

令和7年12月16日（火） 午前10時11分開議

議事堂全員協議会室

## 【付議事件】

### 1 議案

議案第 88号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 89号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想について

---

### ○出席委員 8名

総務生活委員会	山田 恵子	委員長
	北原 祐二	副委員長
	大久保 清美	委員
	宇田 貴子	委員
	清水 健司	委員
	萩原 健	委員
	弓削 仁一	委員
	海野 富男	委員

---

### ○欠席委員 0名

---

○委員外議員 1名 薄井 宏安 議長

---

### ○説明のため出席した者

企画部	森山 雄彦	企画部長兼市長公室長
	井上 亨	企画部参事
	磯崎 直美	広報広聴課長
	小田倉 淳	広報広聴課長補佐兼係長
	大谷 宏	企画調整課長
	田辺 稔	企画調整課長補佐兼マーケティング推進室長
	小和瀬 晃	企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長

	菅野智史	企画調整課長補佐兼公共交通政策室長
	櫻井孝至	企画調整課技佐
	斉藤正史	企画調整課係長
	岡部康子	企画調整課係長
	作山拓也	企画調整課主幹
	石塚正範	デジタル推進課長
	根笹浩二	デジタル推進課長補佐兼係長
総務部	白土光伸	総務部長
	一木宙	総務部参事兼総務課長
	鈴木寿和	総務課長補佐
	西野浩文	総務部参事兼人事課長
	二川和久	人事課長補佐
	川上和之	人事課行政改革推進室長
	飛田崇	財政課長
	川崎誠司	総務部参事兼資産経営課長
	益子昭彦	資産経営課副技正
	大串貴弘	資産経営課長補佐
	飛田栄樹	資産経営課技佐
	住谷洋平	資産経営課財産活用係長兼人事課行政改革推進室主幹
	久米瑞樹	資産経営課財産活用係主任兼人事課行政改革推進室主任
	染谷聡	資産経営課営繕係長
	神永雅明	資産経営課営繕係主幹
	國枝謙一	資産経営課営繕係主幹
	一家徹	税務事務所長兼資産税課長
	大山登	市民税課長
	白田聡志	市民税課長補佐兼係長
市民生活部	坂場信二	市民生活部長
	鈴木健嗣	市民生活部参事兼生活安全課長
	森島邦洋	生活安全課係長
	武石泰文	市民活動課長
	沼田貴志	市民活動課空家等対策推進室長

神 永 和 代	女性生活課長兼男女共同参画センター所長兼消費生活センター所長
小 澤 知香子	女性生活課係長
鈴 木 泉 美	市民課長兼市毛窓口所長兼前渡窓口所長兼佐野窓口所長
小石川 誠	市民課係長
前 橋 大 介	生涯学習課長兼多世代交流推進室長
大 森 康 寿	生涯学習課長補佐兼芸術文化振興室長
土 屋 宗 徳	スポーツ振興課長
四 倉 英 明	スポーツ振興課係長

---

○事務局職員出席者

議会事務局	石 崎 聡一郎	局長
	國 谷 利 広	次長補佐
	佐 藤 ゆかり	主幹

# 総務生活委員会

令和7年12月16日(火)

\*開会に先立ち、各部長から課長補佐以上の職員紹介を行う

午前10時11分 開会

○山田委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案3件です。

審査の進め方につきましては、議案番号順に審査をしていきたいと思っております。また、執行部から所管事項説明について6件の申し出がありますので、議案の審査終了後、執行部の入替えを行いながら説明を受けたいと思っております。

以上のように委員会を進めていきたいと思っておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは初めに、議案第88号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

Side Booksのホーム画面から、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第4回12月定例会、議案、議案第88号の順にフォルダをお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。白土総務部長。

○白土総務部長 議案第88号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明をさせていただきます。

では、着座にて失礼をいたします。

議案とは別に配付をしております説明資料、議案第88号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてをご覧くださいと思います。

1の改正理由でございます。令和7年8月7日に人事院から発出されました国家公務員の給与改正に関する勧告の内容を踏まえまして、本市の一般職に係る給料表の月額を令和7年4月1日から平均3.3%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げようとするものでございます。

また、これらに関連して、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ、特別職の職員の期末手当の支給割合の引上げ、会計年度任用職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の主な改正内容の(1)給料表の改定です。一般職の給料表の月額につきましては、平均3.3%引き上げます。初任給及び若年層に重点を置きつつも、全年齢層に手厚い改定となっております。

なお、会計年度任用職員の給料表についても、職員に準じ平均3.3%引き上げます。

次に、(2)期末手当、勤勉手当の改定です。

①正職員及び会計年度職員につきましては、期末手当、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月引き上げ、年間4.65月となります。

②再任用職員につきましては、期末手当、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月引き上げ、年間2.45月となります。

③特別職は、期末手当の支給割合を0.05月引き上げ、年間3.5月に改定をします。これに該当するのは、市長、副市長、水道事業管理者、教育長及び市議会議員でございます。

なお、今回の期末手当、勤勉手当の引上げ分については、令和7年度は12月の支給割合に加算し12月末の支給を予定しております。令和8年度以降は、6月及び12月の支給割合に平均に分けて加算をいたします。

適用日につきましては、令和7年度分の給与に関する勧告ということですので、令和7年4月1日に遡って適用いたします。

次に、(3)通勤手当の改定です。自動車等を使用し、通勤距離が10キロメートル以上の職員に対する支給額を距離区分に応じて200円から7,100円の範囲で引上げを行います。具体的には2ページの別表となりますが、これについては後ほどご覧をいただきたいと思えます。

次に、(4)宿日直手当の改定です。支給額の上限について、半日勤務後に行う場合、1回につき6,600円から7,050円に、常直勤務の場合は月額2万2,000円から2万3,500円に引上げを行います。

次に、2ページに移りまして、3の適用日でございますが、令和7年4月1日に遡って適用となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○山田委員長 これより審議を行います。質疑ありませんでしょうか。宇田委員。

○宇田委員 まず、(1)の給料表の改定についてですけれども、この改定に該当する一般職の人数、会計年度任用職員の人数を伺います。

○山田委員長 西野総務部参事兼人事課長。

○西野総務部参事兼人事課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告の対象職員数ということなのですが、まず、正職員のほうが946人になってございます。会計年度任用職員のほうは1,106人になってございます。

以上でございます。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 それで、平均3.3%の引上げということで、平均ということですので、それで全年齢に手厚いというご説明でしたけども、具体的に全年齢に手厚いということの中身というんですか、それのご説明をお願いいたします。

○山田委員長 西野総務部参事。

○西野総務部参事兼人事課長 先ほどの部長のご説明にもありましたが、昨年度の人事院勧告は、若年層を対象に分厚い改定だったんですが、今年度におきましては、若年層に重点を置きつつも、全世代に金額のほうを増してございまして、具体的には、正職員のほうが月額1万円から1万3,000円程度引上げを予定してございます。会計年度任用職員のほうも、職員に

準じて平均3.3%の引上げを予定してございまして、月額にすると6,700円から1万円程度の引上げを予定してございます。

以上でございます。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 その引上げが若年層，中間層，それから上の年齢の方にも手厚いということの理解でよろしいでしょうか。

○山田委員長 西野総務部参事。

○西野総務部参事兼人事課長 先ほども申しましたように，今回の特に正職員におきますと，全世代，要するに20代も50代においても，おおよそ1万円以上ほどの職員も上がっているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め，質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め，討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め，本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に，議案第89号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき，議案第89号をお開きください。また，議案のほかに補足説明資料がありますので，併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。白土部長。

○白土総務部長 着座のまま失礼をいたします。

議案第89号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

今回の改正は，令和7年度税制改正による地方税法の改正に伴い，関係する規定の整備をするため所要の改正を行おうとするものでございます。

地方税法の改正が令和7年4月1日から適用されるものにつきましては既に改正済みでありますので，今回の改正では，地方税法の改正が令和8年1月1日以降に適用となるものにつきまして，本条例で引用している条項の変更などを行うなど所要の措置を講じようとするものでございます。

主な改正点につきましては，議案書とは別にお配りしておりますひたちなか市市税条例の一

部改正についての資料に基づきご説明をさせていただきます。

資料をご覧くださいと思います。資料の1ページ、中段の個人住民税における特定親族特別控除の創設に伴う対応をご覧ください。物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、大学生年代の子などに係る新たな控除として、特定親族特別控除の創設が行われることとなりました。特定親族特別控除につきましては、所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等からその特定親族1人につきその特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除するものとなります。

なお、本改正につきましては、令和8年1月1日から施行されるものでありまして、令和8年度の個人住民税から適用されるものでございます。

続きまして、資料の1ページの下段にあります特定扶養控除と特定親族特別控除の仕組みについてでございます。今回の令和7年度税制改正の影響により、現行の特定扶養控除の所得要件が給与収入103万円以下から123万円以下へ引き上げられることとなっております。また、その特定扶養控除の上限額となります給与収入123万円を超えた場合におきましても、給与収入188万円以下までは所得額に応じた額の控除を特定親族特別控除として受けられる仕組みが新規に導入されるものとなります。

下段の控除イメージの表にありますように、特定親族を有する場合に、所得者が受けられる控除額につきましては、特定親族の合計所得金額に応じて徐々に減少していく仕組みとなっております。

次に、2ページに移りまして、市たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直しについてでございます。加熱式たばこにつきましては、現在紙巻たばこよりも税負担の水準が低く、課税の公平性に欠けている状況を踏まえまして、税負担差を解消するために課税方式の適正化を図ろうとするものでございます。

具体的には、加熱式たばこの紙巻たばこへの本数換算方法が見直されることに伴いまして、中段の加熱式たばこの紙巻たばこへの本数換算方式の表にもありますように、加熱式たばこの区分に応じた計算に基づく紙巻たばこへの本数換算を行うものとなります。現行におきましては、紙巻たばこへの重量換算につきましては、加熱式たばこの重量0.4グラムにつき紙巻たばこ0.5本分の換算方法となっておりますが、改正後につきましては、表の改正の欄に記載されております換算方法が適用とされることとなります。

表の改正後の欄の中の上段に記載されております紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこの区分につきましては、加熱式たばこの重量を0.35グラムにつき紙巻たばこ1本分の換算とすることになりまして、さらに加熱式たばこ1本当たりの重量が0.35グラム未満のものにつきましては、加熱式たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算することとなります。

また、表の改正後の欄の中の下段に記載の上記以外の加熱式たばこ、いわゆる先ほどのスティック型以外の加熱式たばこにつきましては、加熱式たばこの重量0.2グラムにつき紙巻たばこ1本分の換算方法に改定されることとなります。

なお、改正後の加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法につきましては、下段の表のとおり、令和8年4月1日から同年9月30日までは現行の換算方法と改正後の換算方法を併用して算出する経過措置期間が設けられておりました、改正後の換算方法のみで算出するのは令和8年10月1日以降となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 市たばこ税のほうで質問をさせていただきます。今回の加熱式たばこの課税方式の見直しによって、本市の税収見込額について伺います。

○山田委員長 大山市民税課長。

○大山市民税課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和8年度予算の策定前ということでもございますので、確定的な数字をお答えすることはできませんけれども、たばこ全体の販売数量が実際には減少傾向に向かいつつある中で、加熱式たばこの販売傾向といたしましては年々増加しているという状況でございます。そういった状況ですとか、販売数量に対する加熱たばこの割合等も参考にしながら試算をさせていただきますと、本市における税制改正に伴う増収効果といたしましては2,000万程度になると想定してございます。

以上でございます。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 たばこ税の市税の部分は市の一般財源として入ってくるので、ただいま2,000万円の増収ということでありまして、これについては、これまでもたばこ税の引上げについて反対してきたことはありません。しかし、これは意見として述べますけれども、同時に引き上げるたばこ税の中の国税の部分については防衛費の財源にするということが国の方針であることから、これについては看過できないと思っております。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第89号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論します。

本条例改正案のうち、加熱式たばこの税率の引上げについて、市税分は一般財源として本市に入ってくるものですが、同時に引き上げられる国税分については、政府の税制大綱に、防衛力強化に係る財源確保として位置づけられており容認できません。今回は加熱式たばこの税率を引き上げて紙巻たばこと同率にするというものですが、防衛財源確保のために、2027年度以降もたばこ税の引上げが続きます。これまでたばこ税の引上げには反対してきませんでした、防衛財源と一体となった今回の改正は認められません。

特定親族特別控除の創設については反対するものではありませんが、以上の理由から、本議

案には反対します。

○山田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○山田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第91号をお開きください。また、議案に係る参考資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。森山企画部長。

○森山企画部長 それでは、恐れ入ります。着座にて失礼いたします。

議案のご説明の前に、先般参考資料としてご提出をいたしました施策の大綱、施策の基本方針につきましては、各常任委員会ごとのご審議部分の色分けを一部修正するため資料を差し替えさせていただきましたことをこの場をお借りしましておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

また、その内容につきましては、内容自体には変更はございませんことを申し添えます。

また、配付資料といたしまして、総合計画の全体構成と、皆様方へのご説明及び審議用のスケジュールにつきましては、12月11日にデータでご提出させていただきましたが、複雑で分かりにくい点がございましたので、本日お手元に改めて紙で2枚お配りさせていただき、初めにこの点からご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料のうち、まずA4縦長の資料、第4次総合計画目次案をご覧ください。

第4次総合計画の構成をお示ししております。上段の赤い部分が基本構想でございます。これが今回の議案に関する部分であります。また、下段の黄色い部分につきましては、前期基本計画に相当する部分で、具体的な取組等を記載しております。また、水色の部分は、前期基本計画の一部で、今回参考資料として提出した部分であります。

次に、もう1枚のA4横長の資料、第4次総合計画策定のスケジュールをご覧ください。この中の基本構想の欄でございますように、基本構想につきましては、6月と8月の全員協議会におきまして、ご説明及び質疑応答のお時間を頂戴し、ご意見を踏まえて修正するとともに、続いてパブリックコメントを実施し、今般の12月議会に上程させていただいております。

一方、前期基本計画案につきましては、前期基本計画の欄でございますように、年明け1月に所管事務調査としてお時間を頂戴し、ご説明及び質疑応答を実施させていただく予定でございますが、今回基本構想のご審議の一助となりますよう、参考資料といたしまして、施策の大

綱，施策の基本方針の箇所をご提出しご説明をさせていただきたいと思っております。大変恐れ入りますが、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、ひたちなか市第4次総合計画基本構想につきましてご説明に移ります。議案第91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想について、別冊をお開きいただき、その中の2ページ目をご覧ください。2ページ目に記載してありますように、本市では、市の生誕以来、3次にわたり総合計画を策定し、市政を推進してまいりました。第4次総合計画基本構想につきましては、現在の第3次総合計画が本年度で期間満了となるため、新たなまちづくりの指針として策定するものであります。

2ページの中段以降に記載しておりますとおり、本市におきましても、全国的な傾向と同様、今後総人口及び生産年齢人口が本格的な減少局面を迎えることが見込まれるほか、社会の変化に伴い市民ニーズや地域課題が一層多様化、複雑化していくことが予想されております。こうした状況に対応するため、市では、市民との協働のまちづくりを一層推進していくことで課題への対応力を高め、持続可能なまちづくりを推進していきたいと考えております。そのため、第4次総合計画の策定に当たりましては、初期段階から様々な市民参画の機会を設けながら策定を進めてまいりました。

続いて3ページをご覧ください。第4次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成しております。

まず、基本構想につきましては、将来都市像やこれを実現するためのまちづくりの基本的な考え方、土地利用の考え方を定めるものであります。期間は、少子高齢化や人口減少、デジタル技術の発展など、社会の急速な変化に柔軟に対応するため8年間としております。

基本計画につきましては、基本構想を実現するために取り組む施策の体系を定めるものとし、前期と後期の2つに区分し、期間はそれぞれ4年間としております。

実施計画につきましては、基本計画に定める各種施策を実施するための具体的な事業計画を定めるものであります。

次に、3ページの下段から19ページにつきましては、計画策定の背景といたしまして、時代の潮流、市の概況、市民意識について整理し記載をさせていただいております。

続きまして、20ページから24ページにつきましては、将来都市像の策定に当たって、新たな試みとして実施をいたしましたひたちなか未来デザイン会議での対話を中心に、市民の皆様と共に歩んでまいりました策定のプロセスについてここでは記載しております。

続きまして、恐れ入ります。26ページをご覧ください。26ページの1つ目、将来都市像につきましては、市民と取り組んだプロセスを踏まえ、市民が思い描く理想の暮らしの姿と、行政が政策的な観点から構想した目指すまちの姿を掛け合わせることで、理想と実現可能性、持続性のバランスが取れた将来都市像とすることを目指し、「暮らしをデザインできる、職住育共創のまち」と定めております。

次に、2、まちづくりの基本的な考え方としまして、将来都市像の実現に向けて、変化の激しい時代においても着実にまちづくりを推進していくために、これからのまちづくり全般に通

底する考え方を基本構想に位置づけております。具体的には「価値をつなぐまちづくり」「未来につづくまちづくり」「変化をのりこなすまちづくり」「ともにつくるまちづくり」という4つであり、26ページの下段から28ページの下段にかけて記載のとおりとなっております。

さらに28ページ下段から29ページにかけては、土地利用の考え方を定め、将来都市像に即した均衡ある都市の形成を図るため、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図り、都市的、農業的、自然的な土地利用が調和するよう取り組んでいくこととしております。

次に、この基本構想につきましては、企画部におきまして、6月と8月に皆様にご説明を申し上げ、その際に頂戴したご意見を踏まえた所要の修正を行ったものとなっております。

ひたちなか市第4次総合計画の基本構想のご説明は以上となります。

続きまして、参考資料としてご提出をいたしました前期基本計画案の抜粋でございます施策の大綱、施策の基本方針につきましてご説明申し上げます。

それでは、文書タイトル差替え後、議案第91号参考資料、施策の大綱、施策の基本方針をお開きいただき、その1ページ目をご覧ください。

施策の大綱につきましては、将来都市像の実現に向けて取り組む施策を体系的に整理したもので、現在の計画と同じく、ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例で定めた6つの分野ごとに整理をしております。このため大綱が6つであることは変わりございませんが、名称につきましては親しみやすくなるよう変更をしております。また、枠囲みの中には、6つの大綱ごとに総括的な内容及び施策の名称を記載しております。

施策の名称につきましては、現計画より変更した施策が4つございますのでご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。まず1つ目がV-3、公共施設マネジメントであります。現計画の施設等の活用から名称変更いたしました。2つ目はVI-3、つながりと交流の促進であります。現計画のVI-3、絆の構築と、VI-4、交流の促進の一部を統合し再編いたしました。3つ目は、VI-4、多文化共生であります。現計画の交流の促進の一部を継承しつつ新設しております。4つ目は、VI-7、持続可能な行財政運営であります。現計画の効率的な行財政運営から名称変更いたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。ここからは施策を所管する担当部長ごとにご説明を申し上げます。

初めに、企画部の所管する施策の基本方針につきましてご説明申し上げます。恐れ入ります。5ページをご覧ください。5ページでございますII-1、まず企業誘致と雇用の創出についてであります。こちらの項では、さらなる産業の集積を目指し、企業誘致の受皿となる新たな工業用地の整備を促進するとともに、本市の魅力ある立地環境や地理的優位性を生かした誘致活動を推進し、企業の新規立地や事業拡張などを通じて、新たな雇用の創出を図ることを記載させていただいております。

続いてII-2の産業基盤の強化についてであります。本市の産業の発展を牽引する常陸那珂

港区の取扱貨物量のさらなる増加を図るため、ポートセールス活動やセミナーなどを通じて港湾の利用を促進いたします。また、岩壁や埠頭などの整備や、港区内の波の静穏度を確保する防波堤の整備を促進いたします。

続きまして、10ページをご覧ください。IV-5、高校・大学教育についてであります。市内唯一の高等教育機関である茨城工業高等専門学校と幅広い分野における連携を推進するとともに、周辺都市の高等教育機関等とも幅広く連携をし、地域課題の解決や地域の活性化、人材の育成・定着に努めるとしております。

続きまして、12ページをご覧ください。V-2、市街地整備についてであります。中心市街地につきましては、これまで集積された多様な都市機能や都市基盤、良好な居住環境を生かし、市民とエリアの将来像を共有しながら、官民が連携し、心地よく過ごせる魅力的なエリアにするための取組を進めます。ひたちなか地区においては、まちづくりの観点から、将来を見据えた未利用地の利活用について主体的に検討を進めるとともに、国営ひたち海浜公園等の整備を促進いたします。

続きまして、14ページをご覧ください。V-12、公共交通についてであります。JR、湊線、路線バス、スマイルあおぞらバス等の連携に基づく持続可能な公共交通体系の構築を図るとともに、スマイルあおぞらバスについては、日常生活の移動を支える生活交通として利便性向上を図ります。湊線については、安全な鉄道輸送の維持確保に努めるとともに、さらなる利用促進を図ります。また、湊線の延伸事業については、沿線地域の利便性向上や回遊型観光の推進等による地域経済の活性化、交流人口の拡大などの観点から、まちづくりと一体的に取り組みます。

恐れ入ります。続きまして、16ページをご覧ください。VI-6、行政情報発信・広聴についてでございます。市報、ホームページなどを通じ、市民に分かりやすい行政情報等の提供に努めるとともに、インターネットや動画、ソーシャルネットワーキングサービスなど多様なメディアを活用し、まちの様々な魅力や特性を広く市内外に情報発信し、本市の魅力度向上に努めます。また、個人情報の保護に配慮しながら、行政情報の公開・公表に努めます。さらにパブリックコメントや市政懇談会をはじめとする意見交換の場を幅広く活用しながら、市民の声を市政への的確に反映いたします。

次に、VI-7、持続可能な行財政運営のうち、4行目についてご説明いたします。ここではAIなどのデジタル技術を積極的に活用して行財政運営の効率化を図ってまいりますと記載させていただいております。

最後に、VI-8、広域連携についてご説明いたします。人口減少、少子高齢化にあっても、行政サービスの質を確保・向上させるため、周辺自治体などとの連携を深め、共同で取り組むことが適した分野において、効果的かつ持続可能な広域行政を推進いたします。

企画部に関連する施策は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山田委員長 白土総務部長。

○白土総務部長 着座のまま失礼をいたします。総務部所管の内容につきましてご説明をさせ

ていただきます。

施策の大綱、施策の基本方針の12ページをご覧くださいと思います。中段になりますけども、施策の大綱のVにおいては、3の公共施設マネジメントの推進を掲げております。公共施設マネジメントの推進につきましては、施設の保有量の適正化及び安全性の確保に関する取組と、新本庁舎建設検討に関する取組を推進してまいります。

本市では、学校施設や市営住宅をはじめ高度経済成長期に建設された公共施設も多く、現在では築40年以上の建物が全体の半数以上を占めており、全ての施設を現在と同規模で建て替えていくことは事実上困難な状況となっております。また、劣化状況調査の結果からは、必要な修繕等が予算上の制約などで実施できず、将来にわたって建物等の所定の性能、機能を維持していくことは修繕等の対応を施す必要があるいわゆる積み残し修繕が多く存在することが明らかとなっております。そのため限られた財源、適正な施設保有量、安全性の確保のバランスの調和を図るため、規模を縮小しながら機能を充実させる縮充の考え方の下、公共施設マネジメントを推進し、公共施設を負の財産とせず、財産としてよりよい形で次世代に継承してまいります。

1つ目の施設保有量の適正化に関する取組につきましては、各公共施設が果たしている役割や、将来に向けて求められている機能を改めて確認し、継続使用や建て替えだけでなく、集約・複合化や多機能化を視野に入れながら、目標使用年数を目安として計画的に施設の在り方を検討していくことで、保有量の適正化を推進してまいります。

また、安全性の確保に関する取組につきましては最も優先すべき取組であり、公共施設の包括的、計画的に管理保全を行うことにより、施設の長寿命化を推進するとともに、保全コストの縮減と平準化を図ってまいります。

次に、2つ目の新本庁舎建設検討に関する取組につきましては、検討を始めるに当たり、広く意見をいただくことが必要であるとの認識の下、市民、議会、職員へのインタビューやアンケート等を実施し、現本庁舎における現状と課題を明らかにしてまいりました。明らかにした課題やアンケート結果等を踏まえ、本年11月に策定したひたちなか市本庁舎建設基本構想においては、基本理念の下、利用しやすく災害に強い機能的な庁舎を掲げるとともに、その基本理念や議会改革調査推進特別委員会からの提言を踏まえ、5つの基本方針を示したところでございます。今後、これらの実現に向けて、新本庁舎建設の検討を進めてまいります。

次に、16ページに移りまして、中段となりますけども、大綱のVIには、7として持続可能な行財政運営を掲げ、行財政改革に関する取組を推進することとしてございます。人口減少や少子高齢化の急速な進行、また財政面においては、社会保障関連経費や公債費などの経常的な経費に加え、物価高騰やエネルギー価格の高騰により今後も厳しい財政状況となることが予想されております。

一方で、デジタル社会の進展など社会構造の変化により、行政サービスのニーズは一層多様化、複雑化していくことが予想されております。このような状況において、限られた行政資源の中で時代に即した行政サービスを提供し続けるためには、行政資源を効率的かつ効果的に活

用することが不可欠でございます。行財政改革の推進により、持続可能な行財政運営の構築を目指すことを総合計画の施策として位置づけております。

本市では、時代の変化に適切に対応し、円滑な行財政運営を図るため、平成8年にひたちなか市行政改革大綱を策定して以来、これまで第10次にわたり大綱を策定し、様々な行財政改革に取り組んでまいりました。今後、第4次総合計画を推進していくに当たり、次期行財政改革大綱を策定し、行財政改革大綱に位置づけた取組の進行管理を通じて、維持可能な行財政運営に努めてまいります。

また、これからも本市の今後の発展に必要な事業を推進するため、財政運営におきましても、企業誘致や産業振興による税収の確保、ふるさと納税のさらなる拡充による自主財源の確保に取り組むとともに、既存事業の見直しやデジタル化による業務の効率化を図りながら、安定的かつ健全な財政運営に努めてまいります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長 坂場市民生活部長。

○坂場市民生活部長 恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。私からは、市民生活部所管の内容についてご説明申し上げます。

初めに、全体の概要について概略申し上げますと、1ページから2ページにかけて6つある施策の大綱のうち、市民生活部が関わるものは4つございまして、具体には大綱のⅠ、ページをめぐってⅣ、Ⅴ、Ⅵでございます。この中に合わせて15の施策がございますので、説明に当たっては大綱ごとの全体的な概要説明とさせていただきます。

まず、3ページ上段のⅠ「いつもの安心、もしもの備え」であります。こちらについては次ページにまたがる7つの施策のうち、Ⅰ-3、治水対策を除く6つの施策を掲げております。近年、地震や局所的な豪雨などの自然災害の頻発など、市民の暮らしを脅かすリスクが高まっておりますことから、市民や地域と連携し、日頃からの備えや地域での見守り、支え合いの体制づくりを推進するとともに、東海第二原発の原子力防災対策への取組のほか、防災・減災のための社会基盤の整備などを着実に進め、将来にわたって安心して暮らせる地域社会の実現を目指すこととしております。

また、このほか消防・救急体制の強化や防犯対策、交通安全などに取り組むことで、安全安心なまちづくりに努めていくこととしておりまして、それらに関する施策を掲げてございます。

次に2つ目は、少しページを飛びまして、9ページから始まるⅣ「ともに育ち、広がる学び」のうち、10ページ中段のⅣ-7、生涯学習と、次のⅣ-8、スポーツ、11ページ上段のⅣ-9、芸術・文化までの3つの施策であります。ここでは少子化や教育環境の変化、学習の方法や機会の広がりにより、幅広い学びをめぐるニーズは一層多様になっている中で、子育て支援の充実や学校教育の質の向上に加え、社会教育や生涯学習の場を通じて、自己の成長を実感できる地域社会の実現を目指すこととしております。このため市民の学習活動への支援としての生涯学習の推進や市民の健康増進につながるスポーツの推進のほか、郷土の伝統芸能の継承や芸術・文化の振興など、これらに関する取組を掲げてございます。

次に3つ目は、12ページから始まるV「快適な暮らしを支える都市基盤」のうち、14ページ中段のV-11、住宅であります。高齢化、核家族化の進行に伴い空き家の増加が見込まれることから、空き家の発生の抑制や、法令等に基づき所有者等への指導や相談、安全対策や利活用促進などの対策を講じていくというような施策の内容となっております。

最後が15ページから始まるVI「つながりが広がる地域社会」でありまして、上段のVI-1、市民との協働から、最下段のVI-5、男女共同参画までの5つの施策であります。社会の多様化、複雑化や地域のつながりの希薄化が進む中で、互いに支え合い安心して暮らし続けられる地域社会の基盤が弱まりつつあることが課題となっていることから、市民活動や地域団体活動の支援、多様なイベントを通じた交流の促進などに取り組み、人と人、人とまちのつながりが地域の力を高め合う持続可能な地域社会の実現を目指すこととしております。

ここでは、本市の自立と協働のまちづくり基本条例に基づく市民が主役のまちづくりを進めるため、市民、行政、事業者などが役割分担し、地域の課題解決に向けた取組や市民の自主的な活動への支援、つながりと交流の促進による助け合う地域づくりのほか、外国人住民などとの多文化共生社会や、男女共同参画社会の形成に向けた施策などを掲げてございます。

以上、市民生活部では、災害に強く安全安心で快適なまちづくりをはじめ、市民との交流による地域と連携したまちづくりを目指し、各施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

なお、質疑に当たっては、冒頭何ページのどの項目かを言うよう委員会運営にご協力をお願いいたします。

初めに、基本構想について質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 基本構想についてですけれども、今回、第4次総合計画策定に当たって、市民参画の様々な取組をされてきたということは大いに評価できることだと思います。それで、市民の声を色々拾って、市民視点の理想の暮らしの姿というものを導き出したということも非常に評価できる。その第1番に安心を位置づけたということは大事だと思うんです。

これは何ページですか、21ページ、2の市民視点の「理想の暮らしの姿」ということで、1番に安心が書かれています。その市民の声として「日々の生活に不安を感じることがない暮らし」「誰もが取り残されない暮らし」というふうにあるのは非常に大事な視点だなと思うんです。そういうふうに書いていて、でも最終的には、市民の目指す理想の暮らしというのは人それぞれだから自分でデザインしていくことが大事だ、自分でつくり上げていくということにまとめているんです。23ページを見ると。デザインできるとなってしまうと、これは自分で努力してくださいと自己責任の問題にしているというふうに思うわけですが、この辺りはどういう風にお考えでしょうか。

○山田委員長 大谷企画調整課長。

○大谷企画調整課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、21ページから、4つの要素を記載しておるかと思います。「安心」と「つながり」「学び／成長」と「活躍」というふうに4つの市民の声を集約して要素という形で載せておりますけれども、ここに順番はないというんですか、優先順位ではなく、我々としての認識としてはありませんので、安心が一番最初に書いてありますけれども、これは優先順位とかということではなくご理解いただけたらと思います。

そういった中で、いろいろなワークショップを通じていろいろな市民の声が聞かれました。そういった中で先ほどのデザインができるというところでございますけれども、市民の方が主役になっていただくということですので、行政のほうから押しつけるとかということではなく、市民一人一人が主体的にその4つの要素をここは年代によってもその人が置かれている立場によっても、4つの要素が2つで足りる場合もありますし、4つ必要な場合もありますし、同じ個人でも、ライフステージの違いでそういったものが変化をしていくということがあるというふうなことから、主体性を持って、その時々その人の状況に合った暮らしをしていただくということでデザインできるというような表現にさせていただいたところです。

以上です。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうは言っても、26ページの将来都市像になりますと、「暮らしをデザインできる、職住育共創のまち」ということになるわけです。共創ということになりますと、私は読んでいて気がついたのは、子育て世代に選ばれるまちということで、ずっと本市はそれを掲げてやってきたというふうに思うんですけれども、そういう言葉も入っていないんです。28ページの「ともにつくるまちづくり」の辺りから考えられることは、どういうまちにするか、どこに価値を置くかというのは、共創ということで、市も関わりますけれども、自分たちでつくっていきましょうということなのかなというふうに理解できるわけです。これは、公の責任の後退というふうに私は考えるわけですが、いかがでしょうか。

○山田委員長 大谷企画調整課長。

○大谷企画調整課長 今回、第4次総合計画のこの基本構想をつくるに当たりましては、市民とともに将来都市像を描いて、その実現に向けて取り組んでいきたい。計画策定後も、市民の方々に関わっていただきたいというような思いでこの構想をつくってまいりました。共創というところでございますけれども、ここは今回ワークショップなんかをやりまして、対話をしていく重要性というのは非常に感じたところでございます。共創というのを24ページの下から4行目のところで、「多様な主体が対等な関係のなかで対話を重ねながら、新たな価値を一緒に創り出す「共創」」ということで、決して市民の方々にやってくださいという思いではなく、対話を重ねながら一緒に新たな価値をつくり出すということで共創という言葉を使いさせていただいていると考えております。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 まちづくりの一番根底にある安心安全というんですか、市民視点の理想の暮らしのところでも、市民の思いとして安心というのがありましたけれども、その前提となる福祉、社

会保障というものが、これを見ますと、27ページですか、「未来につづくまちづくり」というところから感じられることは、これから増えていくであろう社会保障費が、その増大が懸念されるというような、そういう見方をされているということはやはり問題ではないかというふうに思うわけです。その辺りはいかがでしょうか。

○山田委員長 大谷企画調整課長。

○大谷企画調整課長 この後の社会情勢なんかを見通していく中では、そういったことは一つの見通せる状況なのかなということですからこういうふうな記載をさせていただいたところでございます。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 社会保障が増大していくのは当然のことであって、それが懸念材料になってしまふということとか、あと、これは読んでいて思ったのは、28ページの「ともにつくるまちづくり」の「少子高齢化や人口減少の進行により地域の担い手が減少するなか」ということで、高齢化によって地域の担い手が減少するというような見方といたしますか、そこも高齢化は進んでいくわけですから、高齢者に優しいまちづくりという観点が弱いというふうに感じるわけですが、この辺りはどうでしょうか。

○山田委員長 大谷企画調整課長。

○大谷企画調整課長 決して弱くしているような認識はないところでございます。ここのまちづくりの基本的な考え方というところを4つ掲げてございますけれども、こちらは新しい考え方ということではなくて、これまでもいろいろな施策を展開する中で、自然にといたしますか、意識をしてやってきたことなんだろうと思っております。そういったものを改めてこの計画の中で言語化、明文化することによって、職員も市民の方々もしっかりと共感ができるものになってくるのかなというふうに考えてこの4つの考え方を置かせていただきました。

その一つ一つの個別の取組、施策につきましては、この後ご説明をさせていただく基本計画のほうにこの考え方等を持って、この将来都市像に向けてどういった施策を展開していくのかというところは基本計画のほうに盛り込んでいきますので、そこでしっかりとしたそういった現状を踏まえた取組というのが記載をされていくものになるのかなというふうに考えております。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 簡単に触れますけれども、施策の基本方針が示されておまして、これを見ても、区画整理事業は早期に完了を目指すとか、湊線の延伸は進めていくとか、そちらに多額の財源が使われる一方で、社会保障は適正な給付ということで、非常に何か厳しく給付していくというような書き方になっているなと思いますし、公共交通の面も思い描いたような充実の施策というのではないように思いますし、基本構想全体として、一人一人の市民が安心できる施策が弱いというふうに私は感じました。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。弓削委員。

○弓削委員 ご説明ありがとうございました。いろいろな課題がある中でまとめ上げられて大

変だったかと思えますけれども、これからもまた詳細について進めていく段階かと思えますので、よろしくお願ひします。

私は一つの見方として、少子化対策がないのは残念だなど思っているんですけども、この辺りに関する考え方を教えていただければと思ひます。

○山田委員長 大谷企画調整課長。

○大谷企画調整課長 ただいまの質問にお答えいたします。

8月にご説明をさせていただいたときにも、弓削委員のほうから同じような質問があったかと思ひます。基本構想の中におきましては、職住育共創のまちを進めていくという「育」の中にそういったものを大きくは含んでいるというふうには考えております。そこに対する具体的な取組につきましては、基本計画のほうに具体的な取組として盛り込んでいくことになろうかと思ひております。

○山田委員長 弓削委員。

○弓削委員 ただ、少子化対策というのは市だけの問題でなく国家的な問題なので、いろいろな国の取組とかもあって、予算的な措置とかもあるので、なかなか難しい面はあると思うんです。ただ、項目として大きく設けられていない。計画のほうにある程度项目的には大きな部分として設けられるのかどうか教えていただければと思ひます。

○山田委員長 大谷企画調整課長。

○大谷企画調整課長 子ども部等が所管になるんだとは思ひますけれども、今、すみません、どういう形になるのかという資料を持ち合わせておりませんので、どのくらい盛り込まれるのかというのは具体的にお答えできないところではあります。8月に弓削委員のほうからいただいた意見につきましては、その時点で所管部署のほうにその旨をお伝えしているところでございます。

○山田委員長 弓削委員。

○弓削委員 ありがとうございます。先ほども申しましたけど、本当は国全体で取り組むべきものなんですけれども、合計特殊出生率なんかを見ると、もう1にだんだん近づいてきちゃっているという状況で、なかなか国のほうが取っている施策も効果を表していないというか、子育て支援だけではちょっと効果が表れないという現状がある中で、市のほうでも考えていかなくちゃならないのではないかということで、担当部署のほうの話もありがとうございますけれども、こういう計画を企画する段階でそういう項目を設けていただいてもいいかなと、そういう考えがあったものですからお聞きしたわけです。いずれにしても、その辺は全体的な中で取り組んでいただけるようお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。清水健司委員。

○清水（健）委員 いろいろとご説明ありがとうございます。

26ページ、将来都市像ということで、これは多分基本構想に掲げている中ではすごくメインのテーマになってくるのかなというふうに理解をしておりますが、であるからこそ、ここは

いろいろと詰めて考えなきゃいけないのかなというふうに思っております。今回、8年後、令和でいうと15年に実現を目指す将来都市像としまして、「暮らしをデザインできる、職住育共創のまち」ということで掲げていらっしゃるんですけども、いろいろと私たちは説明を受けているので、暮らしをデザインできるというところが何となく理解できる部分ではあるんです。

その説明については、その前のページにも、21ページからの将来都市像の策定に向けた歩みというか、考え方のようなものの説明が入っているんですけども、このまちの将来都市像として暮らしをデザインできると言われたときに、市民の皆さんとか他市の方々が、では、それは具体的にどういうことなんだろうというふうに思われてしまうのではないかなということで、聞こえは格好いいんですけど、将来都市像にこれはふさわしいのかという疑問が出てきてしまって、暮らしをデザインできるということを市民の皆さんにどういうふうに説明していくのか、どういうふうに理解していただくのかというところをお聞きしたいと思います。

○山田委員長 大谷企画調整課長。

○大谷企画調整課長 ワークショップを10回ほど変えてやってきている中で、ワークショップに参加をさせていただいている方にはこういったところをお見せして、一定の理解をいただいたところですが、ただ、ワークショップに参加をいただいた方ですので、そういった過程を分かっている方なので、そういったことが理解いただけやすい状況なのかなというふうにも考えております。今清水（健）委員がおっしゃられたように、まだ関わられていない方々は、多分見た中で分かりづらいのではないかとのお話だったかと思っておりますので、計画ができましたら、今度はこの計画ができましたというところをしっかりと周知をしていながら、ここの将来都市像に込めた思いみたいなものもしっかりとお伝えをするような形でやっていきたいというふうに考えております。

1つまだ決定ではなくて試案と言いますか、考えている段階のものでございますけれども、総合計画ができた後に、総合企画展みたいな形で、どこかでそういった今回の総合計画を策定するに当たって、基本構想については市民の方々とこういった形で作りに上げてきたんですよと分かりやすく周知する機会をつくれたらなというふうには考えているところです。

○山田委員長 清水（健）委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。恐らくそういう機会が必要なのかなというふうに思いまして質問させていただきました。ひたちなか市民の皆様にとって、この将来都市像というのは非常に大切なものになるであろうというふうに捉えておりますので、それを共有、共感していただけるような取組というのがこのイメージとして必要だなと思っておりますので、その点はしっかりと取り組んでいただいて、市民の皆様が同じ方向に向かっていけるようにいろいろと取組をご検討いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、参考資料、施策の大綱、施策の基本方針について質疑を行います。

最初に、参考資料の3ページから4ページ、大綱I「いつもの安心、もしもの備え」の総務生活委員会所管の緑色で書かれた部分について質疑ありませんか。清水（健）委員。

○清水（健）委員 それでは、防災力の強化というところで、広い意味では多分含まれていると思うんですけども、全体を通して、この構想の中で、外国人の方の要は共生とかそういったことも書かれていますし、ある程度外国籍の方の市民とか住民の方が増えているというところで、災害発生時にそういった方たちにどのようにアプローチしていくのかといったところも非常に大切なものになっていくのかなと考えております。ここに具体的に書く必要があるかどうかはともかくとして、外国人に対してのそういったアプローチ、防災対策、日頃からのそういった意識啓発、そういった部分について、こちらに表現する、しないはあれなんですけども、その辺についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○山田委員長 鈴木市民生活部参事兼生活安全課長。

○鈴木市民生活部参事兼生活安全課長 ただいま清水（健）委員のご質問にお答えします。

外国人の防災の認識ということで、今年におかれましては、カムチャッカ沖の津波警報、これらが行われた段階で、多くの避難所に外国人が来たというような実態がございます。東日本大震災以来から、外国人に対しては、基本、県のほうの国際交流協会と連携をしながら、翻訳の支援であるとか、様々なものに取り組んでおります。市のものに関しては、市の国際交流協会と共に外国人とのやり取り、そして、防災についても、機会があるたびにそこら辺の啓発を行っているというような状況です。

今回の北海道・三陸沖の後発地震のほうに関しましても、こちらのほうについてもホームページでの啓発、そして、やさしい日本語の啓発、これらについても周知を行っているということになっておりますので、今後とも外国人との共生につきましては、交流協会等を通しまして、周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○山田委員長 清水（健）委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。外国人の方も一定程度増えてきて、今後も増加していく傾向があるのかなと思っております。言語の違い、コミュニケーションの問題、そういった部分とか、あとは避難所における長期化した場合なんか、文化の違い、生活スタイルの違い等もありますので、そういったところも今後の方針に入ってきてもいいのかなというふうには考えていたんですけども、具体的な対応として今既にやっておられるということでしたので、理解をいたしました。そういった部分も、この範疇、含まれていますということを前提としまして理解をさせていただきます。ありがとうございます。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。北原委員。

○北原委員 施策の基本方針、3ページの中でI-4の危機管理のところになります。ここに書かれている「幅広い地域に大きな被害が及ぶ感染症や大規模な事件・事故などの発生に対して」ということで大きく書いてあるんですけども、先ほども出ているかもしれませんが、自然災害というのもこういう中ではワード的なのはあってもいいんじゃないのかなというふうにも

感じているんです。この部分に関しての考え方をお聞きしたいと思います。

○山田委員長 鈴木市民生活部参事。

○鈴木市民生活部参事兼生活安全課長 災害のほうについては、激甚化する災害が続いている中で、これらのものについてもブラッシュアップしていかなきゃならないというふうに考えております。今回の北海道・三陸沖の後発地震でありますとか、昨年起こった南海トラフ地震の警報でありますとか、様々な警報に対しまして、これらについても対応していく。この基本方針の中にも書いてありますけれども、実際、大型の災害については広域連携が欠かせません。

先月、消防のほうで、10県で行われた緊急消防援助隊の関東ブロックの合同訓練、こちらのほうも、茨城県に来たのは、通常では10個の自治体ということになりますので、10年に1度なんですけれども、前は常総のほうの水害があった関係上、茨城県については20年ぶりに行われたということになっています。これらのものについても、消防と自衛隊、そして警察等が連携し、これらのブロック会議が行われ、訓練のほうも行われているような現状です。今後も、来年以降防災庁が創設されるであるとか、様々な事項が備わっていますので、広域である災害対応も必要になってくるということで、市でもその辺も含めて勘案していきたいと考えています。

以上です。

○山田委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。幅広くいろいろなことを考えながらだと思いますけれども、やはり分かりやすくこの部分に対してもワード的には入れたほうがいいのかというふうにも感じてあります。引き続きいろいろなご検討をいただければというふうにも思います。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、5ページから6ページ、大綱Ⅱ「活力を生み出す多様な産業」の緑色の部分について、質疑ありませんか。北原委員。

○北原委員 5ページになるんですけども、ここもそうなんですけど、Ⅱ-2の産業基盤の強化のところの「さらに」という下から2行目、この「物流機能の強化や人流の活性化」という部分で、常陸那珂港区や東日本のところの道路もあります。茨城県としても、茨城空港というんですか、そういうものも物流の拠点のところでは入ってくるのかなと思うんですけど、その辺のところの考え方をお聞きしたいと思うんです。

○山田委員長 大谷企画調整課長。

○大谷企画調整課長 委員がおっしゃられますように、茨城空港ができて、高速道路との接続もありますので、そういった部分というのは重要なインフラといいますか、そういったものになるのかなというふうには考えております。

○山田委員長 北原委員。

○北原委員 ひたちなか地区については、特にこうした産業の基盤の強化のところでも今注目をしている部分でもありますから、近い部分でもありますので、その辺の考え方もいろいろ盛り込んでいただければいいのかなと思っております。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、9ページから11ページ、大綱IV「ともに育ち、広がる学び」の緑色の部分について、質疑ありませんか。萩原委員。

○萩原委員 11ページの芸術・文化のところなんですが、これは私は非常に残念に思っています、この短い文章で終わってしまっているんです。その前にスポーツがあるんですが、ここの差というか、例えば生涯を通じて芸術・文化に親しむ方々はたくさんおられるんですが、その方たちに対しては何もないのかとか、芸術・文化はシビックプライドの醸成につながらないのかとか、あとは誰もが芸術・文化に親しむ環境づくりを目指してはいただけないのかとか、そういうのを非常に感じてしまうんですが、ここについて伺います。

○山田委員長 前橋生涯学習課長。

○前橋生涯学習課長 ただいまの質問にお答えいたします。

ほかの例えばスポーツとかと比べて、記載している内容が少ないというご指摘かなというふうに思います。ただ、今委員がおっしゃられたように、特段やらないとかというわけではなく、当然幅広く芸術・文化の振興というのは図っていくというところでございます。

○山田委員長 萩原委員。

○萩原委員 今後の具体的などころでは当然そうなるかと思うんです。前も同じ文章でしたけども、これだけで済むことに何かすごく差を私自身感じますので、例えば芸術・文化の施設が足りているかといえば、そうとは思えないですし、老朽化しているところもあるし、同じようにぜひこれを見ていただきたいし、例えばこれが、ほかの自治体のように、芸術・文化振興ビジョンとか、ちゃんと計画を持っていて、別でやっているのがあればいいんですけど、そういったものもあるわけではないので、もう少しここをお考えいただければと思いますので、ぜひお願いします。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 10ページのスポーツの最後の文章のところなんですけども、施設の集約化や廃止などストック適正化を図りながら、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指しますということで、ここの部分が施設の集約化、廃止で減らしていくという方向をここで言っているわけです。それをしながら、誰もが気軽にスポーツに親しむといたら、すごく身近なところで親しめるというイメージを持つわけですけども、施設を減らしながら気軽に楽しめるということが直結している文章というのはちょっと理解が難しいというふうに思い

まして、ストック適正化を図りながらの次に何か一文、施設は減らしていくけれども、こういう努力をすることによって、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指しますということのほうが、読んでいて理解がスムーズなんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○山田委員長 土屋スポーツ振興課長。

○土屋スポーツ振興課長 ただいまのご質問にお答えします。

まず、ストック適正化につきましては、内容としましては、公共施設が老朽化したり社会のニーズが変化したりする中で、限られた予算で施設の適切な整備、統廃合、維持保全を行うものを指してございます。その中で特に施設の集約化や廃止というのを出してありますが、一応その中では、ストック適正化の中では維持保全ということも含めて考えてございますので、また施設の集約化や廃止につきましては、公共施設の保有量適正化に向けて取り組んでおります公共施設マネジメントも見据えながら検討を進めてまいるところでございますので、そういった中で、現状残る施設につきましては、安全に誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを目指していくというのを特に書いてはございませんが、内容としては含んでございます。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 施設の集約化、廃止、ストック適正化というのは分かるんです。これは必要なことだと私も思いますけれども、それを図りながらということが理解に苦しむところで、適正化を図りつつもとか、もし文章を加えないんだったら、この辺の接続のところを少し工夫すると理解しやすいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○山田委員長 土屋スポーツ振興課長。

○土屋スポーツ振興課長 ご意見ありがとうございます。表現のほうは多少違ってはおりますが、内容としましてはそういった形で考えてございますので、ご理解のほどよろしく願います。

○山田委員長 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、12ページから14ページ、大綱V「快適な暮らしを支える都市基盤」の緑色の部分について質疑ありませんか。清水(健)委員。

○清水(健)委員 一応こちらは公共施設マネジメントの推進のところですか。一番下のところで、新庁舎建設の検討ということで、部長のご説明の中には、市議会のほうの特別委員会からの提言等というお話がありましたけれども、市議会のほうとしましても、今後の新庁舎建設に当たって、議事堂等を中心とした意見をさせていただいたところなので、そういったところに関与しながら進めさせていただいているということをもって、ここに表現、表記をそういった提言があったという記載を入れていただいてもいいんじゃないかなというふうに感じております。これは意見として、以上となります。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 なしと認め、質疑を終わります。

次に、15ページから16ページ、大綱VI「つながりが広がる地域社会」の緑色の部分について質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 15ページの市民活動支援のところ、自治会活動について、現在、加入率の低下とか、高齢者が抜けていくとか、そういう状態があつて、なかなかそれを改善していく策が見出しづらいというような状況だと思うんです。何年も何年も同じ課題を抱えているといいですか、そういう中でもどんどん加入率が減っていくという問題を抱えている中で、「自治会活動の趣旨、重要性を周知・啓発し、自治会への加入を促進します」というこの一文はあまりにも策がなさ過ぎという感じがするんですけども、いかがでしょうか。

○山田委員長 武石市民活動課長。

○武石市民活動課長 ただいまの宇田委員のご質問にお答えします。

確かに端的に言うところこういう表現になってくるところで認識をしております。こういったところを確かに数字上ですと加入率というのは下がっているのが現状でして、ただ、この数字上と言いますのは、人口は減少しているんですが、世帯数が増加しているということも相まって、全体的に割り返すと年々数字としては下がってきているということでもありますので、これまでのような切り口のみならず、例えばですけど、事業所との連携ですとか、その辺りも考えを取り入れながら、地道にこの周知・啓発というところを引き続きやっていくという意味合いでこういうふうな端的な表現になっていると捉えております。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案第91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想についての討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想について、反対の立場から討論します。

第4次総合計画策定に向けた今年1年の様々な市民参画の取組は評価できるものと考えます。そして、多様な市民の声を聞く中で、市民視点の理想の暮らしの姿というものを導き出したこと、安心を位置づけたこと、日々の生活に不安を感じることがない暮らし、誰もが取り残されない暮らしという市民の声を表記したことは重要です。しかし、最終的には、理想の暮らしは人によって違うものであるから、一人一人が自分に合った理想の暮らしをデザインできると、自己責任、個人の努力の領域としてしまっていることは問題です。市民視点の理想の暮らしの姿と行政視点の目指すまちの姿を掛け合わせ、暮らしをデザインできる職住育共創のまちとして、理想と実現可能性、持続性のバランスが取れた将来都市像を目指すとしていますが、今後増えていく社会保障費は懸念材料とされるなど、高齢化が進む中での生活の安心のための視点

が弱く、誰のためのまちづくりなのかが問われていると感じます。

子育て世代に選ばれるまちという言葉も消え、共につくるまちづくりとして共創という方向性が強調され、公の責任の後退は明らかです。高齢化の進行、格差と貧困の拡大、災害が多発する今の時代だからこそ、地方自治法第1条に示されている住民の福祉の増進を図ることを基本とするという地方自治体の役割を果たすことが求められていると指摘し、反対討論とします。

○山田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○山田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部入替えのため暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

---

午前11時44分 再開

○山田委員長 委員会を再開します。

次に、所管事項説明に入ります。

執行部から6件説明の申し出がありますので、説明を受けていきたいと思います。

初めに、ひたちなか市新本庁舎建設基本構想の策定について説明を受けたいと思います。

SideBooksのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和7年度、令和7年12月16日、配付資料、所管事項説明資料の順にフォルダを開いていただき、新本庁舎建設基本構想の概要をお開きください。

執行部より説明願います。白土総務部長。

○白土総務部長 着座のまま失礼いたします。総務部所管の事業につきまして、説明するお時間をいただきありがとうございます。新本庁舎建設基本構想の策定についてご説明をさせていただきます。

新本庁舎建設の基本構想(案)につきましては、本年6月の総務生活委員会及び9月の全員協議会にて議員の皆様にご説明をさせていただき、ご意見をいただいたところでございます。その後、9月からパブリックコメントを実施いたしまして、本年11月に新本庁舎建設基本構想を策定したところでございます。この基本構想は、今後基本計画、そして設計へと段階を経て進めていく上で土台となるものでございまして、新本庁舎の基本理念や基本方針など、基本的な考え方をまとめてございます。

詳細につきましては、この後資産経営課長からご説明をさせていただきますのでお聞き取り

いただきまして、ご意見を頂戴したく存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○山田委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 着座にて失礼します。私のほうから、ひたちなか市新本庁舎建設基本構想の概要、その内容について、簡単ではございますが、説明をさせていただければと思います。

資料のほうをご覧ください。1番目として、まずは本庁舎の課題と建て替えの必要性について、これまで市民アンケートや、あとは議会からのご意見、あとは、これは市の職員の職場という位置づけもございますので職員のアンケート、これらをしっかりとってまいりました。市民アンケートにつきましては、LINEや来庁者、あとは出口調査、市報の掲載による調査、これらを合計しますと1,000件を超えたアンケートをとっております。

これらによって見えてきた課題というのが大きく4つございました。課題1としては、本庁舎の分散化です。課題2は、バリアフリー対応の限界、課題3は、災害時における業務継続性と老朽化の懸念、課題4は、本庁舎の狭隘化、大きくこの4つが課題だというふうに認識をしたところでございます。これらを同時に解決するためには、本庁舎の建て替えは不可欠だというふうな結論を導き出しているところがございます。

次のページに移りまして、基本構想の中で最も重要な基本理念をアンケートの結果を踏まえまして「利用しやすく災害に強い機能的な庁舎」というふうに位置づけをしました。

その基本理念に基づいて、次3番、基本方針としまして、5つの柱を位置づけました。まずは1番として、誰もが利用しやすく、市民サービスを円滑に提供できる庁舎、2番目としましては、災害時の拠点となり、市民の安全・安心を守る庁舎、3番目は、将来の変化にも対応する、効率的で効果的な庁舎、4つ目は、環境にやさしく、働きやすい庁舎、あと議会改革調査推進特別委員会からの提言を踏まえまして、5つ目として、未来につながる機能的な議事堂を備えた庁舎というふうな5つの柱として位置づけたものでございます。

その次、4番の規模、5番の建設位置、6番の事業手法、7番の事業費、これらにつきましては、この基本構想の中では特段位置づけをしておりません。これから具体的に計画をする段階、いわゆる基本計画、もしくは設計の段階でしっかりここは検討していく事項というふうなことで、整備方針については位置づけをしたところでございます。

8番、今後の取組としまして、この基本構想の内容を令和8年度から始まる第4次総合計画に位置づけをしてしっかり取り組んでいこうというふうな取組スケジュールということで考えております。

説明は以上です。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 今後の取組として、令和8年度に基本計画に着手しということになりますと、規模とか位置とか手法、事業費などのことについて、例えば新中央図書館をつくるときには3つの候補地を出して、それぞれの想定の実業費とかメリット、デメリットなどを全部出して比較検討をしていったわけですけども、そういう資料が今後出てくるというふうに考えてよろしい

でしょうか。

○山田委員長 川崎総務部参事。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 まさに基本計画の中でどのような形で位置について皆さんに説明をしてご検討いただくかというのはこれからでございますので、図書館のやり方も一つ検討としてはあるかと思えます。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。弓削委員。

○弓削委員 本庁舎も含めて、あと職員駐車場とかそういう駐車場関係の確保に関して、借地とかそういったところの構想というか、考え方で、今現在定まっているものがあればお聞かせいただければと思います。

○山田委員長 川崎総務部参事。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 例えばこの現在地において、駐車場の問題、どうしても年度末、いわゆる手続に結構来たりだとか、あとは確定申告の時期にすごく来庁者が多いといったときに、どうしても手狭感があるというふうなのは当然我々は認識しておりますので、どのような形で駐車場を確保するかというふうなところは今現在でも課題としてはございます。当然そういうふうな課題は新庁舎の中でも何か方策を出しながら検討していくという問題ではございますが、今時点でどこの候補地というふうなことを選定してございませんので、そういう課題感是我々の中で認識しているというふうなことだけお伝えしておこうと思います。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、ひたちなか市公共施設等包括管理事業の実施について説明を受けたいと思います。

同じファイルの中にある公共施設等包括管理事業の実施についてをお開きください。

執行部より説明願います。白土総務部長。

○白土総務部長 続きまして、公共施設等包括管理事業の実施につきましてご説明をさせていただきます。

昨年12月の総務生活委員会では、包括管理事業の概要を説明させていただきました。また、本年6月には、包括管理事業の実施についてご説明をさせていただき、ご意見をいただけてきたところでございます。事業を進めるに当たっては、市内の事業者への説明に努め、理解を得た上で、慎重に進めていくこととしておりましたので、本年1月に続けて、11月にも市内事業者への説明会を開催してまいりました。これらの取組により、市内事業者、業界団体ともにおおむねご理解をいただけたものと考えております。

また、本年6月定例会において、補正予算として公共施設等包括管理事業の債務負担行為の議決をいただきましたので、9月には、公募型プロポーザルにて日本管財株式会社を優先交渉権者として、現在は事業に係る詳細協議を進めているところでございます。引き続き令和8年4月より、公共施設等包括管理事業を開始できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、この後資産経営課長よりご説明をさせていただきますので、お聞き取りいただきましてご意見を頂戴いたしたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○山田委員長 川崎総務部参事。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 着座にて失礼します。公共施設等包括管理事業の実施についてという資料のほうをご覧ください。

1 ページ開いていただいて、目次として、まずは4つの項目で説明をさせていただきたいと思います。まず1点目は、包括管理業務委託についてどのような内容なんだ。2番目は、対象施設対象業務について、3番目は契約期間について、4番目は導入の流れについてでございます。

3 ページをご覧ください。包括管理業務委託について改めて説明させていただきますと、包括管理業務とは、公共施設の維持管理に係る委託業務や修繕業務を建物管理の専門業者に一括して委託し、民間ノウハウを活用して包括的に管理する公民連携手法でございます。具体的にどのようなイメージかというのは、下のイメージ図を見ていただくと、今まで施設所管課ごとに、それぞれ個別に修繕だとか保守点検の委託を発注していました。これはまさに縦割り型でした。それを右側の四角枠、導入後のほうに目を移していただくと、業務を集約の上包括管理事業者へ一括して発注します。いわゆる横串型に移行します。これにより施設の状態を一元的に把握、専門業者による体系的な維持管理、契約、支払い事務の一本化が可能になる。非常に効率のいい方法になるというふうなことがまず見込まれております。

次、4 ページをご覧ください。これは、これまで庁内でいろいろと包括管理業務について調査研究、検討した結果でございます。まず、公共施設の維持管理に係る現状と課題というものを徹底的に検討してまいりました。その中で2つの課題が浮き彫りになっております。1つは、なかなか財源不足等もありまして積み残しの修繕が増えてきているというふうなところが1点、もう一つは、どうしても組織ごとという縦割りによる弊害があって、本当に重要なところに予算が配分できなかったり、組織横断的な優先順位づけができないという、そういう課題がございました。

包括管理事業により、どのようなことが期待されるだろうというところ、先進的な事例も含めていろいろと検討した中で、管理水準が向上する、あとは横串を刺すことによって全体最適が期待されるということですので、この包括管理業務というのは、施設の不備を解決していくための仕組みとしては非常に有効であるというふうな庁内での結論に達したところでございます。

これらの整理の中で、包括管理業務の委託の実施目的というのをはつきりさせております。

1つ目は、公共施設更新問題に直面する中で安全性を確保しようということです。これが目的の第1点目です。第2点目は、全体最適に向けた横串型メンテナンスサイクルの確立ということでございます。これらをしっかりこの目的を達成するためにやっつけようというふうに思っている次第でございます。

次のページ、5 ページをお開きください。この中では、対象施設、対象業務をここに表して

おります。詳細についてはご覧のとおりですが、97施設、6の業務を委託しようというところでございます。

契約期間については令和8年度から5年間を予定しております。

続きまして6ページ、導入の流れでございます。先ほど部長のほうから説明をさせていただいたとおり、公募型のプロポーザルによりまして、日本管財株式会社、これは優先交渉権者ということで今調整をしているところではございますが、4月からの業務開始でしっかり協議をしているところでございます。ただ、この事業を始めるに当たりましては、市内事業者の協力が不可欠です。この市内事業者への説明をしっかりと努めた上で、理解を得て進めていこうということにしておりますので、下のところに事業者向けの説明会の開催概要がありますが、1月には実施の検討ということで3回説明をしております。それぞれ22事業者27名、51事業者65名、17事業者20名、これは全部で90事業者に参加いただきました。

今般11月の下旬に、今度は実施をしますということで、事業者の説明会を開いたところです。全3回あります。今回も83事業者に集まっていただきました。今後も引き続き市の考え方を丁寧に事業者の説明をしながら、理解を得ながら進めてまいるといふ所存でございますのでよろしく申し上げます。

説明は以上です。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。清水（健）委員。

○清水（健）委員 説明ありがとうございます。

前に予算委員会のところ、説明というか、質疑させていただいたと思うんですけども、今回、11月下旬に改めての説明会として、今度日本管財さんも含めて実施されたというところ、市内業者さんからのご意見とか心配点とかは正直あると思うんです。どういった部分があるのか、主なものを教えていただきたいと思うんです。

○山田委員長 川崎総務部参事。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 今回11月に説明をしたときには、やるというふうなことに対して、この事業の内容もそうですし、やるという市の姿勢に対してもご理解をいただいていたんだろうなというふうに思っております。というのは、事務手続を進めるに当たって、どういうふうにやればいいんだというふうな質問が多かったというところでございます。具体的には、例えば市のほうでは、保守点検の業務については長期継続契約ということで、例えば3年間ですとか、そういうふうな契約を結んでおります。来年の令和8年4月現在でも、その契約の期間中という契約もございまして、そういう契約の引継ぎはどうするんだろうとか、あとは、今後その包括の事業の委託を受けるにはどういう手続が必要なんだろうと、そういうふうなところが主立った質問でございました。

○山田委員長 清水（健）委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。もうやる前提で業者さんのほうも準備を進めていく流れなのかなというふうには理解をするんですけども、今ご説明があったとおり、この日本管財さんを中心に管理していくということで、そこに業者さんが登録されていくようなイメー

ジなのかなというふうに思うんです。前にもご質問させていただきましたが、どういう手続が必要かというところで、これまでであれば、市のほうに入札参加資格の申請をして、名簿登載をされて、お仕事を受けるというような仕組みだったと思うんです。これまでのそういった入札参加資格申請の在り方とか、今回の日本管財さんとして業者さんと登録を結ぶに当たって、そういったところの関連性というのはどういうふうな形になるでしょうか。

○山田委員長 川崎総務部参事。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 基本的に我々はこれまでのそういうふうな流れを変えないで安全性を確保していこうというふうに考えておりますので、今まで市のほうに登録をいただいた入札参加資格、それには事業者の質というか、そういう財務状況なんかも当然審査の上登録をしたということがございますので、我々はこれから包括で日本管財にもし決まったとして、そこが契約する相手は、当然市のほうでも入札参加資格の登録をした事業者というふうなことで今考えていまして、そういう取組にしております。

ただ、当然これから市民の契約になりますので、包括の受託者に登録をするということも併せて必要になってまいります。それについては説明会の折にも、あとは個別にも、それぞれ事業者との面談という形で、こういうふうにやり取りをしましょうということで随時受付していますし、今もそういうふうなのをずっと面談をしながら説明をしているというふうな状況でございます。

○山田委員長 清水（健）委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。前の予算委員会でこの点を質問させていただいたときは、市の入札参加資格申請は問わないというようなお答えだったんですけども、そこは業者さんの健全性とかそういった部分をしっかりと図っていく必要があるというふうに判断をしていただいたのかなと思って、安心する部分ではあります。結果的には施行がしっかりされないことによって不利益を負うのは市であったり市民の皆さんなので、しっかりとした施行ができるということがまずは大前提で必要だと思いますので、一定程度の市の関与、フィルターというか、入札参加資格の審査というのは前提に置かれたほうがいいのかというふうに考えております。

続けて質問させていただいてもよろしいでしょうか。

今回包括管理の受託事業者という形で、効率よく全体を最適化していくというようなメリットも非常に感じるんですけども、全体としての事業費予算がこの実施することによって増えたりする、そういった懸念は一切ないのか、その辺を確認させてください。

○山田委員長 川崎総務部参事。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 どのぐらい事業効果があるのかというふうなことは、6月の予算委員会ですとか、あとは総務生活委員会の中で資料として提出させていただいたところですか。あくまでも民間に委託をするわけですから、民間の人件費がかかってきます。その分については、当然我々職員がそれまで施設の管理としてかかっていた人件費相当分がなくなる。その分、本来やらなくちゃいけないコアな業務のほうに移っていくということであると、事業

効果があるというふうなところで説明をさせていただいたところでございますので、まずはそういう説明になろうかと思えます。あと、最終的に我々が実際やって、結果として、決算としてそのところは説明できるようにしっかり資料もそろえながらやっていければなと思っております。まずは予算前のタイミングで言いますと、事業効果としてはあるというふうに認識しているという説明をさせていただきます。

○山田委員長 清水（健）委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。逆に、ある程度予算の増加を見込んでいらっしゃるという趣旨の回答なのかなというふうに受け止めているんですけども、あまりにも予算が上がってしまうということは市としてもマイナスになる部分もありますので、予算についてはある程度限られてくる。施設の管理を最適化していくということの大きな目標については理解をするんですけども、限られた予算の中で、間に業者さんが入ることによって、実際に施行される本市の業者さんが単価的な部分で下がってしまったり、そういった部分の収益が悪化するということは非常にまた懸念をされるので、そういった部分についての考え方はいかがでしょうか。

○山田委員長 川崎総務部参事。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 まず、予算の大枠としましては、6月の補正予算で出させていただきました令和7年から12年までのおおむね5か年の中で58億7,600万という、この上限額は超えないということでございますので、その中でどういうやりくりができるかというのが1つあります。

あと、それぞれの契約、受託者から市内の事業者への契約の中で、随分たたいっているんじゃないとか、そういうふうなところの管理については、資産経営課内に取りまとめ部署としてしっかりそこをグリップを握る職員、そういうふうな部門を配置しようというふうに今考えてございます。受託者がそのところで発注するときの金額ですとか、どこに発注するか、承認権は市のほうがある。そういうふうな取組でございますので、同じようなところばかりをお願いしないだとか、随分ほかと比べると安い金額で出したなというところは、しっかり市の職員の中でもチェックができる体制でやっていこうと思っております。

○山田委員長 清水（健）委員。

○清水（健）委員 ありがとうございます。1番は、市内の業者さん、近隣の業者さんがしっかりと支えていけるというか、仕事が成り立つということが大切だと思いますので、そういった地場の業者さんにしわ寄せが来ないような配慮というか取組を強化していただければありがたいなというふうに思っております。また、これまでの市とその業者さんとのお付き合いというか、歴史的な背景とかもあると思いますので、そういった部分も踏まえて今後運用を進めていただけるよう、これは意見としてお願い申し上げまして、質問を終わります。よろしく願いします。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。弓削委員。

○弓削委員 申し訳ないんですが、今までの委員会等で質問が重複しているかもしれませんけ

れども、5ページの対象業務の下のところの米印で、対象外としますという業務が載っているわけなんです。この辺りを対象業務外とした経緯というか、理由というのか、どういう伺い方がいいのか分かりませんが、その辺りについて教えてください。

○山田委員長 川崎総務部参事。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 対象施設としましては、費用対効果の観点からということを書きましたけれども、いわゆる常駐職員がいない施設を包括業者が巡回点検を定期的に行うんです。誰もいない施設を巡回点検すると効率がよくないということと、当然そういう施設は比較的小規模な施設が多いものですから、1つの施設が増えるごとに、当然委託料がかさんでくるということがありますので、ある程度ここは割り切らせていただいて対象外というふうにさせていただいたというところですよ。

あとは施設の特異性というふうなところがございまして、給食センターなんかですと、衛生的な部分で中に入れないというところもございまして。あとは白亜紀については民間のほうに利用料金制で出している。あとは漁村センターや市場については、漁協のほうとの協力関係がございまして、そちらのほうにある程度お願いをさせていただくと、そういうふうなところで外した経緯がございまして。

○山田委員長 弓削委員。

○弓削委員 すみません、私の聞き方が悪かった。右の対象業務の下で、ついでに言って申し訳ないんですが、環境整備ということも書かれているんですが、どういった内容になるのかも教えていただければと思います。重ねてお願いします。

○山田委員長 川崎総務部参事。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 業務の対象外につきましては、はっきり明確にしております。今回は施設の安全性という庁内でのどういう方向性でいこうかといったときの目的をそういうふうにさせていただきましたので、建物、いわゆる箱物の安全性に係るものだけをまずは第1弾としてやっていこうということで取り組んでございまして、敷地の安全性というか、管理というふうなところは一切外しているというふうなところでございまして。

○山田委員長 弓削委員。

○弓削委員 工事などが除外されるわけなんですけれども、この辺り、保守点検などを行った上で、大規模なものは負担しなくちゃいけないとか、このぐらいだったら保守点検の範囲内であるとか、その辺のすみ分けというのを教えていただければ。

○山田委員長 川崎総務部参事。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 失礼しました。工事につきましては、市の会計の分け方としまして、工事請負費という項目がございまして。その科目で支出するものについては、これまでどおり所管課で予算を取って、それで予算を配分されたところで支出をするというふうなことでございまして、それはこれまでどおり、今回包括に入れるのは修繕、比較的軽微な原状復旧するだけのもの、工事については、どちらかというと資産価値を上げるもの、外壁をまるきり新しくきれいに塗装し直すだとか、そういうふうなものは工事、一部だけ修繕をするとい

うふうなものは修繕ということで包括にお願いする。なので、価値を上げるようなものについては、今回はそのまま市の予算として支出する、そういうふうな考え方で分けております。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、ひたちなか市第5次男女共同参画計画(案)について説明を受けたいと思います。

同じファイルの中にあります第5次男女共同参画計画(案)におけるパブリックコメントについてお聞きください。

執行部より説明願います。坂場市民生活部長。

○坂場市民生活部長 着座のまま失礼いたします。市民生活部からは、ひたちなか市第5次男女共同参画計画案におけるパブリックコメントの実施についてご説明いたします。

本市では、ひたちなか市男女共同参画計画を平成15年度に策定して以降改定を重ね、令和2年度に、令和3年度から本年度までの5か年を計画期間とするひたちなか市第4次男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を行ってまいりました。この間、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、男女を取り巻く社会情勢や意識は徐々に変化してきましたが、職場における女性の活躍や固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画の視点から見た課題も多く、引き続き長期的な取組を推進する必要があります。

このため本市では、社会情勢の変化や今後も取り組むべき課題に対応し、より一層男女共同参画施策を推進するために、令和8年度から12年度までの5か年を計画期間とするひたちなか市第5次男女共同参画計画を策定することといたしました。このたび計画案がまとまりましたので、広く市民の皆様からご意見をいただくため、来る今月25日から年明け1月23日までの期間、パブリックコメントを実施しようとするものでございます。

この第5次計画案の概要と変更点について、女性生活課長より説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○山田委員長 神永女性生活課長。

○神永女性生活課長 着座にて失礼いたします。私のほうから、第5次男女共同参画計画の概要についてご説明を申し上げます。

お手元の資料1、ひたちなか市第5次男女共同参画計画(案)概要版をご覧ください。

2に記載をしております計画の期間についてですが、こちらは先ほど市民生活部長より申し上げておりますように、令和8年度から12年度までの5年間を考えております。

右側に移りまして、3、計画の位置づけといたしましては、男女共同参画基本法に基づくとともに、国及び県において、本年度改定しております各計画を勘案しております。また、ひたちなか市男女共同参画推進条例に基づいた計画としております。

そして、令和6年8月に行いました市民調査の結果を参考にしております。資料に記載しております①の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は令和7年の3月までを期間としておりましたが、延長になったことから、引き続き女性活躍推進計画として位置づけるもの

でございます。②のDV対策基本計画は、配偶者間の暴力の防止や被害者の保護等のため、引き続き位置づけるものでございます。また③については、令和6年4月に施行されました困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく困難な問題を抱える女性支援計画として新たに位置づけるものでございます。

4に記載の基本目標につきましては、資料に記載の3つを掲げてございます。

次に、2ページをご覧ください。第5次計画の体系を掲載してございます。計画は3つの基本目標から成り立っておりまして、それぞれの基本目標に主要課題を位置づけまして、主要課題に施策の方向を位置づけております。事業項目は94項目です。

次に、3ページをご覧ください。こちらは重点施策でございます。男女共同参画計画では、特に重点的に取り組むものを重点施策として位置づけております。前計画では、施策の方向を5項目重点施策としておりましたが、第5次計画では、より重点的に取り組むために3項目としております。

資料1、ひたちなか市第5次男女共同参画計画（案）概要版の説明は以上になります。

次に、前計画からの変更点をご説明いたします。

資料2、ひたちなか市第5次男女共同参画計画（案）の変更点についてをご覧ください。左側が第4次計画の体系と、右側が第5次計画の体系等を記載しております。赤い字で記載しておりますのが、第4次計画から変更になった箇所でございます。青字で記載している部分は、各計画の重点施策です。体系の変更点につきましては、左側の下部に①から⑦に記載しており、矢印でも示させていただいております。

赤字で記載しております変更、新規につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、基本目標Ⅰにつきましては、性別に関わりなく働く意欲のある人がその能力を十分に発揮することが自己実現につながりますので掲げておることと、また、出産・育児を理由として正規雇用率が低くなる女性の活躍を推進するために、男女が共に仕事と生活の調和が図られるよう取り組む項目としております。

次に、基本目標Ⅲ、主要課題1、施策の方向（3）多文化共生社会の理解促進では、今後増加すると見込まれる外国人との共生を図ることを目的に新たに設けるものでございます。

また同じく基本目標Ⅲ、主要課題2、施策の方向（2）の男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援体制の整備につきましては、全ての年代で生じる貧困と生活上の困難に対して多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善に努めるため位置づけるものでございます。

以上で、資料2、ひたちなか市第5次男女共同参画計画（案）の変更点についての説明を終わりにします。

なお、計画の策定に当たりましては、庁内の所管課長で構成している会議において、各事業の見直し等を行いまして、計画全体についてのご意見をいただいたほか、男女共同参画審議会において諮問し、今後答申を行うこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

執行部入替えのため暫時休憩します。

午後0時23分 休憩

---

午後1時23分 再開

○山田委員長 では、今から委員会を再開します。

次に、ひたちなか市中心市街地ビジョン(案)について説明を受けたいと思います。

同じファイルの中にあります中心市街地ビジョン(案)をお開きください。

執行部より説明願います。森山企画部長。

○森山企画部長 引き続き着座にて失礼いたします。それでは、ひたちなか市中心市街地ビジョンについてご説明申し上げます。

お手元のタブレット4ページ目をご覧ください。(1)ひたちなか市中心市街地ビジョンとはでございます。

まず、本ビジョンは、勝田駅周辺をはじめとする中心市街地、以下まちなかと呼ばせていただきます——を市民をはじめまちなかに関わる方が心地よく過ごせる魅力的な場所にすることを目的として策定いたしました。まちなかの未来を市民、民間事業者、活動団体、市など多くの人が共に考え、目指すべきエリアの将来像を描くとともに、協働や公民連携の視点に立って、よりよいまちなかの将来像を共有し、持続可能で魅力あるまちなかを創造するための指針とすることを目指しております。

続いて5ページをご覧ください。(2)これまでのまちなかの整備状況についてですが、勝田駅東口地区の再整備や病院を中心としたまちづくりといった平成19年度から取り組んできた整備状況について、ここでは整理させていただいております。

続いて6ページ目をお開き願います。(3)中心市街地ビジョン策定の必要性についてですが、これから本市におきましても本格的な人口減少社会が到来することが想定されております。そうした中、これまでに整備してきたインフラを生かしながら、都市機能や居住誘導を進めることにより、生活サービス水準の維持や向上を実現するコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが求められております。この考え方に基きますと、老朽化により建て替えを進めている新中央図書館に合わせた周辺エリアの整備や、現在使用している中央図書館を含めた今後のまちなかの在り方を検討していく必要があります。

さらに、このまちなかは市内4つの都市拠点の中で、市全体の利用を想定した都市機能を誘導するエリアと位置づけをしていることから、図に示してありますとおり、まちなかの魅力づくりに取り組むことで、まちなかの発展、そして市の発展へとつなげようとするものであります。このようにまちなかの魅力づくりは市全体の未来を見据えた重要な課題であり、市民や民間事業者、活動団体、そして市をはじめとする行政機関など、多様な主体が連携して進めてま

います。

7ページをお開き願います。(4)「使う側起点」の考え方によるアプローチでございますが、このビジョンは、ただいま述べましたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づき、使うことから始めるアプローチを採用しております。具体的には、ワークショップなどを通じて市民や事業者等が使い手となってアイデアを出していただき、まちなかの強み、ポテンシャルを生かして、小さな実験等を重ねながら在り方を具現化してまいります。市はその結果を踏まえ、整備を進めてきたまちなかがこのままで使えるのか、あるいは新たな使い方を市民と行政で考えていくのか、場合によっては整備が必要なのかといったニーズの把握に努め、得られた知見をビジョンや取組に反映していく、実践と対話を重視したアプローチとしております。こうした方法を用いることによって、共感を得られるまちなかづくりが可能になると考えております。

続いて10ページをご覧ください。(1)エリアの将来像決定のための考え方であり、共感を得られるエリアの将来像にするためには多様な人との関わりが欠かせないと考え、5つの考え方を持って取組をいたしました。

1つ目は「バックキャストで考える」であります。理想の未来像、これを共通目標として描くことで、皆がそこを起点に行動、アクションを逆算して考えるバックキャストと呼ばれる手法を用いております。

続いて11ページをご覧ください。2つ目として「市民の声を聞く」ことでもあります。ビジョン策定のスタートとして、地元自治会長さんや事業者、地域で活動する団体の代表者など、およそ60組の方々からまちなかを魅力的な場所にするためのそれぞれの思いなどをヒアリングし、あったらいいまちなかのイメージを整理いたしました。また、多くの方のまちなかに関する意識を把握するため、市民3,000人を対象とした意識調査や、東京圏在住者1,000人を対象としたインターネットによるアンケート調査を実施いたしました。

次の12ページにヒアリングの内容を整理しております。

続きまして、13ページをご覧ください。3つ目は「まちなかを使うことから考える」です。まちなかでやってみたいことを小さくお試しする社会実験を通じて、市民の求めるまちなかの把握に努めてまいりました。

そして、次の14ページに「小さくお試し参加者の気持ちの変化」を整理しております。

続いて15ページ、恐れ入ります。ご覧ください。4つ目は「市職員も勉強する」です。まちなかに関連する部署が分野を横断するプロジェクトチームを結成し、市民のまちなかに関する思いを共有し、共通点や深層的な思いの中から理想のまちなかを整理いたしました。また、現状や課題、まちなかのポテンシャルなどを踏まえ、行政としての目指すまちなかについて整理しております。

続きまして、16ページをご覧ください。5つ目は「ビジョン策定の情報を共有する」であります。多様な立場の人が参加するシンポジウムや、まちなかの未来を話し合う未来デザイン会議などを開催し、対話を重ねながらビジョン策定を進めることで、多様な意見を尊重した実

効性のある将来像づくりを目指しました。

続いて17ページ，(2) まちなかの現状と課題をご覧ください。エリアの将来像を描くためには、まちなかの状況をしっかりと把握することが欠かせないと考えており，そのため，17ページから20ページには，客観的なデータに基づくデータで見る現状と課題を分析いたしました。

また，21ページ，22ページには，多様な立場の声を踏まえたヒアリング等から聞こえた代表的な意見を整理しております。恐れ入りますが，後ほどご確認いただければと思います。

続きまして，23ページをお開き願います。(3) まちなかのポテンシャルであります。まちなかの特性や魅力を再確認し，エリアの将来像の実現に向けた可能性を明らかにするため，23ページと24ページに，まちなかの強み，ポテンシャルを整理するとともに，25ページには，まちなかポテンシャルマップとして整理しております。

続いて26ページをご覧ください。(4) エリアの将来像等の方向性であります。ヒアリングや小さくお試し参加者の声，職員プロジェクトチームにおける現状課題，ポテンシャル等の整理，そしてシンポジウムなどでの情報共有を踏まえて，市民が理想とするまちなかをページの下段のとおり「多様な過ごし方ができ，自分の色がだせる場所として感じられるまちなか」と整理いたしました。

続いて27ページをご覧ください。市民が理想とするまちなかを実現する考え方及びこれまでの取組を踏まえ，行政として目指すまちなかをページ下段のとおり「様々な彩りをもたらす人が増えることで，風景が息づいているまちなか」と整理をいたしました。

続いて28ページをご覧ください。ただいまの26ページ，27ページの内容を踏まえまして，ページの下段のとおり，エリアの将来像の方向性を「まちなかの風景が「いきている」ようになること」と導きました。まず，市民が理想とする将来像として，私の場所としてまちなかを感じられたときから，風景に色彩が現れ，息吹を感じるような場所になるとし，一方，行政として，こうした様々な彩りをもたらす人が増えることで，本市のキャッチコピーでもあります「ひとが咲くまち。ひたちなか」のような市民一人一人が自分らしく過ごすことができるまちなかにしていくという市民，行政，両者の視点から導き出したものであります。

続いて30ページをご覧ください。(1) エリアの将来像につきましては，居心地がよくゆったりとした静かな過ごし方ができたり，歩いていたらゆったり知り合いにあって談笑するような交流が生まれたり，また，まちなかをアクティブに多様に使う人がいたりすることで，目的がなくても，まちなかに行くだけで楽しい気持ちになる。まちなかの寛容性によって幅の広い過ごし方，楽しみ方ができ，様々な彩りをもたらす人が増えることで，まちなかが息づくような生きているまちなかの風景をつくるとしております。

そして，(2) エリアの将来像の達成に向けたコンセプトにつきましては，まちなかを足が向かい，まちなかに集い，そして，歩きやすく過ごしやすい，言わばつながる。そして，自分のやってみようことができる，これからアクションが始まるという場所にすることを戦略として位置づけるとともに，これらによってまちなかとの接点を増やすことで，誇りや愛情を感じ

る私の、自分のエリアにしていくことを目指し、「つどう、つながる、はじまる。わたしのまちなか」としております。

続いて32ページをご覧ください。（3）エリアの将来像達成に向けた基本方針であります。6つの基本方針を定めております。1つが「スモールスタートで始める」、2つ目が「公民連携で進める」、3番目が「プロセスを重視する」

続いて33ページに移りまして、4点目、使う側起点でポテンシャル、既存のストックの活用を考える。⑤「螺旋的な成長と拡大を目指す」、⑥「戦略的な実施と柔軟な対応で進める」とし、実現に向けた取組の実施、継続、中止などの判断は、これらの基本方針を踏まえ、毎年度総合的に行ってまいります。社会情勢や地域の状況に応じて柔軟に対応し、最適な方向を模索していきます。また、実施、継続、中止にかかわらず、結果や過程を検証し、次のステップへの学びといたします。

続きまして34ページをご覧ください。（4）期間といたしましては、短期でまちなかを変化させていくことを目標とするとともに、令和10年度に新中央図書館の併用が開始される予定であることなどを踏まえて、令和8年度から令和11年度までの4年間といたします。

また（5）KGI、重要業績評価指標としましては、市民がまちなかを使うことに関する相談件数、まちなかでの活動数、そして、市民のまちなかで過ごすことに対するお勧め度、NPSといたします。

続いて35ページをご覧ください。（6）戦略とまちなかのプロジェクトの方向性であります。エリアの将来像を実現するため、3つの戦略とまちなかプロジェクトの方向性を下にございます図のように整理いたしました。まずは、行ってみよう、過ごしてみようと思えるきっかけを増やし、まちなかを集う場所にします。さらに、歩きやすく過ごしやすい場所にすることで、人と人、人とまちなかのつながりやすさを生み出してまいります。そして、やりたい、やってみたいという気持ちを後押しすることで、活動を始められるエリアへと育てます。こうした動きを有機的に結びつけ、相乗効果を生み出しながら、誇りや愛着を感じるエリアにしていくとともに、ステークホルダーとの連携を深め、良質な民間投資を促し、エリア全体の価値向上とにぎわいの創出を目指してまいります。

続いて36ページをご覧ください。（7）中心市街地ビジョン全体骨格であります。エリアの将来像から戦略までをまとめるとともに、ページ下の段にありますように、3つの戦略に基づき、この後ご説明いたします7つのまちなかプロジェクトを図示したものとしております。

それでは、恐れ入ります。39ページのほうをご覧ください。39ページのほうでは、まちなかプロジェクトとして位置づけております7つのプロジェクトをご説明いたします。各ページの構成としましては、上段にプロジェクト名と概要を記載しております。2段目に目指したい姿とまちなかの人の気持ち、3段目に実現に向けて取り組んでいくこと、4段目に公民連携の視点と使用ポテンシャル、右側には取組等が想起できるようなイラストを挿入することとしております。

まず（1）行きたくなるまちなかプロジェクトについてですが、目的があってもなくてもま

ちなかに足が向かうようなしつらえをみんなで考えることとし、実現に向けて取り組んでいくことの主なものとしましては、1つには、まちなかの施設、ふぁみりこらぼや市民交流センターなどと連携し、市民が気軽に集まり活動をできるようにする。もう一つ、2つ目として、おしゃれなベンチを設置するなど、訪れたいくなる気持ちを高めるなどとしております。

続いて40ページをご覧ください。（2）顔が見える商業化プロジェクトについては、個人商店はまちなかの大切なコミュニティであり、人の顔が見える商業によるにぎわいの創出方法を考えることと位置づけ、取り組んでいくことの主なものとして、1つには、関係者と連携しまちなかの活用方法を検討すること、また2つ目として、観光地や郊外の大型商業施設への来訪者がまちなかにも訪れるように促進することなどとしております。

続いて41ページをご覧ください。（3）新中央図書館周辺エリア整備プロジェクトにつきましましては、図書館で本を読む人、借りる人はもちろんのこと、多くの人が充実した時間を過ごせる場所にしていくためのしつらえ、仕組みを考えることとし、取り組んでいくことの主なものとしましては、1つには、自然に囲まれた新中央図書館と東石川第4公園等を一体的に整えること。もう一つ、2点目としては、目的がなくても新中央図書館周辺エリアで過ごしたくなるようなしつらえや仕組みを考えることとしております。

続きまして42ページをご覧ください。（4）誰もが過ごしやすいまちなかプロジェクトについては、子どもや高齢者、障害者、外国人も居心地がよく、過ごしやすいまちなかの在り方を考えることとし、取り組んでいくことの主なものとしましては、1つには、子育て世帯や新しい住民が出会い交流できるまちなかづくりを進めること、2つ目が、多様な価値観が共存し交流できるまちなかを目指すこととしております。

続いて43ページをご覧ください。（5）健康まちなかプロジェクトについては、これまで進めてきた病院周辺の整備を生かし、多くの人が外に出て体を動かす仕組みを考えることとし、取り組んでいくことの主なものとしましては、病院、公園、健康いきいきロードなどのつながりを生かし、安心して健康づくりができる環境を整えること、もう一つには、日常の中でスポーツ活動を楽しみ健康の向上を促すことなどとしております。

44ページをご覧ください。（6）まちなか活動創出プロジェクトは、まちなかを楽しく魅力的な場所にしていくため、市民や団体のやりたいことを実現できる仕組みをみんなで考えることとし、取り組んでいくことの主なものとしましては、市民や活動団体が主体的に公共空間や施設を活用する仕組みを整えること、もう一つには、市民、民間事業者、行政が連携し、まちなかの魅力を引き出す活動を展開することなどとしております。

続いて45ページをご覧ください。（7）にぎわいを日常に広げるプロジェクトについてですが、イベントのにぎわいを日常に溶け込ませ、まちなか全体をより身近で魅力的なエリアに育てる仕組みを考えることとし、取り組んでいくことの主なものとしましては、1つには、祭りやイベントを継続し、そのにぎわいがまちなかの日常へ広がる方法を検討する。2つ目として、まちなかを歩き、滞在し、楽しむことを促すとしております。

以上が中心市街地ビジョン（案）のご説明となります。今回お時間をいただきありがとうございます。

ざいます。ご質疑等をよろしくお願いたします。

以上です。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 このプロジェクトを進めていく上での何かプロジェクトチームみたいなものは、この企画調整のほかに、市民の側に何かつくられるような萌芽があるという感じの状況でしょうか。

○山田委員長 小和瀬企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○小和瀬企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 プロジェクトチームは、市の職員で13課30名の市の職員が集まって、2年間かけて市民の意見を整理したり、このビジョンについて話し合いを行ってきたものになります。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 今後令和8年から4年間で一気にこのプロジェクトをやってまちを変えていくというお話でしたけど、それを進めていく上でのチームみたいな、そういうのが民間の方たちとの間でつくられ始めているのかどうかというところをお聞きしたいんです。

○山田委員長 大谷企画調整課長。

○大谷企画調整課長 職員のプロジェクトチームにつきましては、今回策定のためのプロジェクトチームということでつくっておりますけれども、これは継続をしていきたいと考えております。一方で、多分ご質問の中は、職員のほうではなくて、いろいろ計画を進めるに当たってのプロジェクトとかプラットフォームの話をされているのかなと思いますので、計画書の47ページ、48ページに参考ということでおつけさせていただいております。そちらをご覧くださいまして、当然今回の計画につきましては官民連携をして、まちのにぎわい等々をつくっていききたいと考えておりますので、今現段階で、もう形づいたものがあるわけではないんですが、この計画期間の中で、この48ページにあるようなプラットフォームのようなものをつくっていききたいというふうには考えております。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 聞き逃したんですけど、そうすると、市役所の中のチームというのは企画調整課だけじゃなくて、横に横断的にというところをもう一回お願いします。

○山田委員長 大谷企画調整課長。

○大谷企画調整課長 職員のプロジェクトチームも、同じ規模になるかはまだ分かりませんが、同様に企画調整課以外の担当部署も含めたプロジェクトチームを来年以降も継続していききたいというふうには考えております。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、ひたちなか市地域公共交通計画(案)について説明を受けたいと思います。

同じフォルダの中にあります地域公共交通計画(案)をお開きください。

執行部より説明願います。森山企画部長。

○森山企画部長 それでは、着座にて失礼します。今度は地域公共交通計画（案）についてご説明させていただきます。

まずご説明に先立ちまして、12月3日にご提出いたしました地域公共交通計画（案）につきましては、一部内容の修正漏れがございました。改めて修正し資料を差し替えさせていただきましたことをおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明に移らせていただきます。

まず1ページをご覧ください。本計画でございますが、現行の計画が今年度末で期間満了を迎えますことから、最後の段落でございますように、現状の成果と課題を整理し、将来に向けて持続可能な公共交通の姿を明らかにするとともに、目指すべき方向性と具体的な取組を示すことを目的として策定をしようとするものであります。

2ページ目をお開き願います。計画の位置づけといたしまして、本計画と関連する上位及び関連計画との関係を図示したものであります。

続きまして3ページ目をお開き願います。下の段の計画期間につきましては、本計画と密接に係る都市計画マスタープラン及び立地適正化計画との整合性を図るため、令和8年度から12年度までの5年間としております。

続きまして4ページをお開き願います。本計画の策定に当たりましては、関係法令に基づき、地域公共交通計画の作成や実施に必要な協議を行い、交通事業者や利用者などの関係者から構成するひたちなか市公共交通活性化協議会で審議を行いながら計画策定を進めております。加えまして、多様な視点から課題や意見を整理し、合意形成を図りながら、実効性の高い施策を構築するため、活性化協議会の分科会として、高齢者の実情をよく知る福祉事業者を構成員に加えた計画策定特別小委員会を設置し、活性化協議会への報告過程を経て、計画案を取りまとめたところであります。

続きまして5ページをご覧ください。5ページは現況整理として、この5ページから8ページにおきまして、本市の地形的特性や土地利用の現況、本市の人口動態、高齢化率、観光客の現状についての整理をいたしております。

続きまして9ページをお開き願います。本市の公共交通ネットワークですが、JR常磐線や水郡線、ひたちなか海浜鉄道湊線、路線バス、スマイルあおぞらバス、タクシーなどがそれぞれの役割を担いながら連携をし、公共交通網を形成するとともに、交通空白地の解消に取り組んできたところであります。

そして、10ページをご覧ください。これまでに交通空白地の解消に取り組んだ成果といたしまして、上の段のグラフにありますように、茨城県のデータによりますと、本市のバス停から500メートル、鉄道駅から1キロメートル圏内の公共交通カバー率は97.4%であり、県平均の80.2%を大きく上回り、守谷市の97.5%に次いで県内で2番目に高い水準となっております。また、バス停から300メートル、鉄道駅から800メートル圏内においても約88%と高い水準が示されております。

続きまして11ページをご覧ください。各公共交通利用者数につきまして、11ページと12ページにJR常磐線、ひたちなか海浜鉄道、路線バス・スマイルあおぞらバスの利用者数の推移について整理をしております。

次に13ページをお開き願います。アンケート及びグループインタビューの実施についてですが、13ページから15ページに、一般の市民の方のアンケート、それと65歳以上を対象とした高齢者アンケート、そしてグループインタビューの概要をお示ししております。

続きまして16ページをご覧ください。ここまでの現況整理や基礎調査、そして特別委員会での協議、さらに活性化協議会での審議を踏まえ、5つの課題にまとめております。

課題1は、ポイントにございますように、JR、湊線、バス等を生かし、都市拠点間や地域内の移動がスムーズにつながる仕組みづくりが必要でありますことから、広域交通ネットワーク及び階層化ネットワークを生かした連携の強化としております。

課題2は、市民生活に密着した移動手段とするため、ルートや時間帯の柔軟な見直しに加え、バス停配置の工夫など、誰もが使いやすい利便性が求められていることから、スマイルあおぞらバスの最適化としております。

課題3は、誰にとっても使いやすい公共交通を目指す必要があることから、誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供としております。

次のページに移りまして、課題の4につきましては、今ある交通資源を大切に生かし、利用促進と協働によって持続可能な公共交通を実現することが求められることから、既存の公共交通を維持する取組の充実としております。

次に課題の5は、1人では公共交通を利用することが難しい方や、バス停や駅まで歩けず公共交通を利用することが難しい方を支えるための移動支援の仕組みが求められていることから、介助や同行が必要な方への移動支援としております。

続いて18ページをご覧ください。前計画の評価につきまして、この18ページから26ページに評価内容を記載しております。

続いて27ページをご覧ください。本市では、これまで都市計画マスタープランに掲げるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方の下、鉄道、路線バス、スマイルあおぞらバスを組み合わせ、県内でも有数の公共交通網を構築してまいりました。一方で、人口減少や高齢化の進行、働き方や生活様式の変化、運転士不足の深刻化など、公共交通網を維持する環境は厳しさを増しております。

本計画の策定に当たり実施いたしました市民アンケートやグループインタビューからは、公共交通の情報が十分に届いていない方ほど利用に不安を感じる一方、目的に応じて交通手段を使い分けている方は満足度を得ていることが明らかとなりました。こうしたことから、公共交通を維持していくためには、利便性の向上に加え、市民が必要な情報を知り、自分に合った使い方を選べる環境づくりが必要であります。これらを踏まえ、基本方針を枠内にありますように「情報を届け、人と地域、未来へつなぎ、使いやすく持続可能な公共交通へ」副題として「知って、選んで、わたし流にアレンジ」と定めたところであります。

続いて28ページをご覧ください。計画の目標といたしまして、本計画では、達成すべき具体的な計画目標を5つのつなぐ視点から設定するとともに、各施策の成果を検証するため、評価指標（アウトプット指標）とアウトカム指標を設定しております。計画目標と評価指標は記載の表のとおりとなっております。また、評価指標につきましては、この後41ページ以降でご説明させていただきます。

続いて29ページをご覧ください。本計画期間内における公共交通ネットワークの将来像、イメージ図と主な公共交通の種類及び役割について、29ページと30ページに整理させていただきます。

続きまして31ページをご覧ください。この31ページから40ページにおきまして、計画目標に対して実施する10の施策をお示ししております。各施策における表の構成につきましては、上から施策の名称、施策概要、実施主体、解決が期待できる課題、現計画との関係、年度スケジュールとなっております。時間の都合も考慮しまして、施策の概要について、恐れ入ります、ご説明させていただきます。

施策①鉄道事業再構築実施計画に基づくひたちなか海浜鉄道湊線鉄道事業再構築事業の実施につきましては、延伸事業、利用環境の改善、施設・車両の更新の3項目について、記載のとおり取り組んでまいります。

続きまして32ページをご覧ください。施策②市内交通網の連携強化につきましては、ダイヤの接続性向上、乗り継ぎ促進の検討、交通結節点の整備の3項目について、記載のとおり取り組んでまいります。

続きまして33ページをご覧ください。施策③スマイルあおぞらバスのルート等の改善につきましては、ルートやダイヤ等の見直し、安定運行の維持と運賃の在り方の検討の2項目について、記載のとおり取り組んでまいります。

続いて34ページをご覧ください。施策④生活圏内の移動に関する利便性向上の検討につきましては、スマイルあおぞらバスのフリー乗降制度導入の検討、最寄りのバス停へのアクセス向上策の検討、免許返納者への支援の3項目について、記載のとおり取り組んでまいります。

続きまして35ページをご覧ください。施策⑤わかりやすい情報の発信につきましては、オープンデータの整備、マイ時刻表の作成・普及の2項目について、記載のとおり取り組んでまいります。

続いて36ページをご覧ください。施策⑥多様な主体と連携した利用促進につきましては、多様な関係者と連携した利用促進、観光需要に適応した利用促進と対策の2項目について、記載のとおり取り組んでまいります。

続いて37ページをご覧ください。施策⑦ICT等を活用した技術の導入検討につきましては、デジタル化の推進、利便性向上技術の検討、技術動向の調査の3項目について、記載のとおり取り組んでまいります。

続きまして38ページをご覧ください。施策⑧公共交通を担う人材確保に向けた取組につきましては、就職イベントの周知等及び技術動向の調査の2項目について、記載のとおり取り組んでまいります。

んでまいります。

続きまして39ページをご覧ください。施策⑨市民の公共交通に対する意識醸成と理解向上につきましては、市民への意識醸成、理解向上を目的とした啓発活動の実施の2項目について、記載のとおり取り組んでまいります。

続きまして40ページをご覧ください。施策⑩福祉分野との連携につきましては、福祉分野との連携による実態把握、関係者との情報共有と連携強化の2項目について、記載のとおり取り組んでまいります。

続きまして41ページをご覧ください。本計画では、評価指標（アウトプット）とアウトカム指標を設定しております。目標指標の考え方としまして、人口減少や運転士不足などにより、公共交通の維持が全国的に難しくなっている状況を踏まえ、現況値の維持であっても施策は成果があると考え、目標値につきましては、現況値の維持、もしくは増加する数値を目標数値といたしております。

続いて42ページをご覧ください。計画目標に対する評価指標につきましては、42ページから46ページに現況値、そして目標値をお示しするとともに、指標の設定理由、そして目標値の考え方、算出方法を記載させていただいております。具体的な評価指標としましては、①4都市拠点間を結ぶ公共交通の平日の運行回数、そして、次のページに移りまして、②スマイルあおぞらバスの収支率、③公共交通利用促進に係る連携団体数、そして次のページに移りまして、④スマイルあおぞらバスに関する出前講座等の実施回数、次のページに移りまして、⑤分野間連携に関する協議の実施回数を設定するとともに、さらに次のページに移りまして、アウトカム指標として、市内公共交通の利用者総計を設定しております。

そして、47ページ、恐れ入ります。お聞き願います。計画の推進体制及び進行管理についてですが、今後もひたちなか市公共交通活性化協議会におきまして、毎年度目標に応じた評価指標の達成状況や取組の進捗状況を確認し、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行い、効果検証や取組の改善案等について協議を行ってまいります。

ひたちなか市地域公共交通計画（案）の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、湊線鉄道事業再構築実施計画について説明を受けたいと思います。

同じファイルの中にあります湊線鉄道事業再構築実施計画をお開きください。

執行部より説明願います。森山企画部長。

○森山企画部長 恐れ入ります。それでは、引き続き説明させていただきます。

湊線鉄道事業再構築実施計画についてご説明申し上げますが、この湊線鉄道事業再構築実施計画につきましては、去る10月31日に皆様にご案内をいたしましたとおり、同日国へ認定申請をいたしました。国による認定審査期間はおおむね2か月とされていますことから、年内もしくは年明け早々には認定が取得できるものと見込んでおります。認定取得の際には改めてご案内

内申し上げますが、この認定及び公表は国主体で行われますことから、認定直後に首尾よくご説明することが難しくなるため、認定前のこの段階ではございますが、本日も説明のお時間を頂戴したところでございます。

このようなことからご留意いただきたい事項として、表紙の下の段に記載させていただきまして、国の認定を受けるまでの間に修正等が生じる場合がありますこと、国の認定を受けていない段階のものであるため報道機関等に公表していませんことをご理解いただき、お取扱いにご配慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、計画の説明に移らせていただきます。

まず2ページ目をご覧ください。1、再構築事業を実施する路線及びその区間でございますが、こちらには延伸後の全線の距離17.4キロメートルと記しております。

次に、2、地方公共団体その他のものによる支援の内容の欄には、第三セクターとしての再出発をはじめとして、自治体や地域団体による支援内容について記載させていただいております。

そして、この中の(1)でございますが、鉄道施設等の設備更新及び維持修繕に要する費用の負担として、ひたちなか海浜鉄道の発足以降、国の補助を活用しながら、県と共に継続して支援をしております安全で安心な運送サービスの提供のための支援について、引き続き支援することを記載しております。

次に、(2)利便性向上に係る整備費の負担といたしまして、延伸事業及び阿字ヶ浦駅構内の列車交換設備、キャッシュレス券売機の導入などに係る費用を国の補助を活用するとともに、県の支援もいただきながら支援をしております。

(3)市の福祉部局の取組、次のページに移りまして、(4)には、沿線地域における利用促進のための活動、さらに次のページに移りまして、(5)近隣自治体と連携した利用促進策につきましては、様々な団体や関係者等と連携をして、引き続き実施していただく利用促進に関する取組内容を記載させていただいております。

続きまして、4ページの下段でございます3、旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容をご覧ください。湊線につきましては、平成20年に、ご承知のとおり第三セクターに移行して存続を図ってまいりましたが、その際に鉄道施設等の設備更新や維持修繕に要する費用については、国の補助を活用しながら県及び市が支援する仕組みを構築し、みなし上下分離となるよう既に事業構造を変更しているところであります。一般的には、今回の再構築実施計画策定を機に、上下分離、もしくはみなし上下分離へ鉄道会社の事業構造を変更することとなりますが、湊線の場合は、みなし上下分離を継続することとしております。

次に、4、鉄道事業再構築事業の実施予定期間につきましては、令和8年度から17年度の10年間としております。

続きまして、5ページをご覧ください。5、鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法として整理した一覧表でございます。網かけをしております設備更新等、そして維持修繕等、さらに国営ひたち海浜公園西口付近への延伸による利便性向上、そして、その

他の利用者利便の向上施策の経費の4つの項目に分けるとともに、事業費や調達主体、調達方法などを整理しております。

なお、事業の実施に係る財源の内訳につきましては、別紙で補足説明資料を添付しておりますので、後ほどご説明申し上げます。

続いて6ページをご覧ください。6、利用者の利便の確保に関する事項としまして、事業を4つに分類して記載しております。

(1) 鉄道施設の設備等による利便性向上として、4つの事業を記載しております。

まず1つ目、①国営ひたち海浜公園西口付近への延伸による利便性向上であります。延伸することにより、海浜公園の来園者の利便性が向上するとともに、延伸に伴い設置される新駅から、ひたちなか地区内の商業施設等へのアクセス性の向上、休日を中心に発生している交通渋滞の緩和など、市民サービスの向上に寄与することが期待されます。また、市内の主要4拠点、勝田駅、那珂湊駅、ひたちなか地区、JR佐和駅が結びつくことにより、各拠点間の回遊性が向上するため、地域の活性化発展を後押しすることが期待されます。

次に2点目、②阿字ヶ浦駅の列車交換設備の整備でございます。列車交換設備を整備することにより、柔軟なダイヤ設定が可能となり、輸送障害発生時における運転整理の迅速化が図られるなど、便利で安定した運送サービスの提供が可能となります。

次に、③キャッシュレス券売機の導入であります。多言語表記及びクレジットカード等の各電子決済に対応するキャッシュレス券売機を主要駅、那珂湊駅、新駅1、2に導入することで、切符購入の簡素化や、主に多客期における窓口業務の効率化を図ります。

7ページに移りまして、④那珂湊駅トイレ洋式化であります。観光地の最寄り駅として来訪する国内外の観光客の受入れ環境を整え、鉄道利用者の利便性の向上を図るものであります。

また、(2) その他として、①沿線学校、企業等への定期券購入促進活動の実施、②運行ダイヤの見直し、③観光列車の運行、④多客期に向けた車両の増備、次のページをご覧ください⑤Ma a Sの推進についてを記載するとともに、(3) 鉄道施設の更新、(4) 将来の利便性向上の検討として3つの事業を検討することとしております。

続いて、8ページ下の段の7、鉄道事業再構築事業の効果をご覧ください。みなし上下分離の事業構造を維持することにより、ひたちなか海浜鉄道は湊線の運行に経営資源を集中させることができるようになり、さらなる経営効率化やサービス向上に取り組むことが可能となるほか、安定的な経営が図られます。また、利用者の利便の確保に関する施策の実施により、沿線住民を中心とした市民の移動手段としての利便性向上をはじめ、国営ひたち海浜公園のアクセスの向上、沿線の観光施設や商店街などへの来訪者の回遊を促すことによる交流人口の拡大や地域の活性化が図られます。

9ページに移りまして、(1) 湊線の利用者数、(2) ひたちなか海浜鉄道の事業収支につきましては、需要予測に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する場合と実施しない場合における数値上の効果について表にまとめております。

(3) 鉄道事業再構築事業に伴う地方公共団体の支出額につきましては、鉄道事業者が行う

再構築事業に対し、地方公共団体が負担する費用を記載したものであります。

次に、8の鉄道事業再構築事業の実施のための必要な事項につきましては、本計画に関連する本市の個別計画について、9ページから12ページに関連する箇所を抜粋して記載をしております。

以上の本編と併せまして、補足説明資料として別紙でお配りしております補足説明資料、湊線鉄道事業再構築実施計画の財源内訳及び今後の予定についてお開き願います。

上段の表の財源内訳につきましては、本計画における10年間の事業費の内訳として、湊線の区間ごとに3つに区分するとともに、鉄道事業者と市の負担、活用する国の補助や県の支援を整理したものであります。

①既設区間の上段、鉄道施設等の設備更新、維持修繕に係る費用につきましては、備考欄にありますように、これまで同様の支援であります。国の補助である鉄道施設総合安全対策事業費補助金を活用しながら、国、県、市が原則3分の1ずつ支援するスキームに基づき、引き続き支援していくものであります。

次に、同じく①既設区間のうち、下の段、鉄道施設等の整備・維持管理に係る費用につきましては、上段のこれまでの支援スキームにおいては対象とならなかったものの、鉄道事業再構築事業における事業構造の変更に伴い支援の対象となるものであります。

続いて②延伸区間の国営ひたち海浜公園西口付近への延伸に係る費用につきましては、事業費が約126億円、鉄道事業者負担が約26億円となり、国の補助である社会資本整備総合交付金を活用することにつきましては、これまで説明をしてきたとおりであります。加えて、茨城県から支援を受けられることになりましたが、支援内容につきましては、毎年度の事業費に応じて決定するとされているため、補助率と支援額は未定の状況であります。

③既設・延伸区間のキャッシュレス券売機の導入などにつきましては、利用者の利便性を確保する取組として、キャッシュレス券売機の導入と那珂湊駅のトイレを洋式化するものであり、延伸区間と同様に社会資本整備総合交付金を活用してまいります。

次に、下段の今後の予定といたしまして3点お知らせさせていただきます。

まず1点目ですが、再構築実施計画の認定に関しましては、認定を取得した際には、議員の皆様にご改めにお知らせさせていただきたいと考えております。

2点目としましては、延伸事業につきましては、再構築実施計画について、国から認定を取得し補助が決定した場合、令和8年度から地質調査及び詳細設計などの事業に着手し、その後、用地測量や用地買収などの工程を経て工事へと進めていく予定であります。

3点目の開業予定時期につきましては、第1工区については事業着手から5年後、令和13年春の開業を目指しており、第2工区については、第1工区の進捗状況に合わせて進めてまいります。

湊線鉄道事業再構築実施計画の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 湊線の延伸については、事業者が負担する26億円を本当に返済できるのかとい

うことが1つ大きな心配です。それで、鉄道事業再構築実施計画ですか、その中にはいろいろな延伸することによる効果というのが幾つも出ていますけども、本当にそんなふうに都合よくいくのかということは分からないわけです。それで、海浜公園の利用者も多客期に集中しているところがあって、年間通じてどれだけ海浜公園への需要があるのか、湊線を使って、そういうところも改めて資料なりを出していただく必要があると思っておりますけども、いかがでしょうか。

○山田委員長 櫻井企画調整課技佐。

○櫻井企画調整課技佐 収支計画につきましては、これまでも議員の皆様にご説明したとおり、適切な基準に基づいて整理をしているところですが、海浜公園の入場者については、過去5年間の入場者数を基準に今後の推移を見計らって、それで算出をしているところでございます。必要なものがあれば資料のほうはご提供していきたいと考えております。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 ということは、執行部の側から資料を出してくれるというよりは、こちらが求めればそれについての資料を出しますということの理解でよろしいでしょうか。

○山田委員長 菅野企画調整課長補佐兼公共交通政策室長。

○菅野企画調整課長補佐兼公共交通政策室長 宇田委員のおっしゃっている資料につきまして、手元のほうでお出しできる資料があればご用意させて提供できるように努めたいと思っております。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。

もう一点は、事業者以外の市の負担となるこの段階で108.4億円、国の補助とか、県も補助をしてくれることが決まったというお話は今私は初めてお聞きしましたけれども、まず県のほうの補助がどんなふうな状態になっているのかお聞きしたいと思います。

○山田委員長 櫻井企画調整課技佐。

○櫻井企画調整課技佐 県の補助につきましては、これまで補助、援助をいただくということで協議を重ねてまいりまして、回答といたしましては、全体にご説明したとおり、年度ごとの事業費に応じて県のほうで判断をして支出をいただくということになってございます。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうすると、県のほうの補助は年度ごとの事業費に応じてということで、国の補助は市負担額の2分の1以内ということになっておりますけども、これは年度ごとということではなく、事業ごとといいますか、そういう考え方になるのでしょうか。

○山田委員長 櫻井企画調整課技佐。

○櫻井企画調整課技佐 宇田委員のおっしゃっているとおり、事業費から事業者負担分を除いた地方自治体の負担分の2分の1以内ということで、国のほうからは示されております。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、今後市の負担が年度ごとにどれだけになるのかということの予想

といますか、そういうのはまだ分からない状態、どこまで分かっているのか、あればお聞きいたします。

○山田委員長 櫻井企画調整課技佐。

○櫻井企画調整課技佐 年度ごとの負担につきましては、これから、来年から予定どおり進めば、詳細設計等を始めてまいりますので、それで確定した中で施行計画等を立てて決めていきたいと考えております。

○山田委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で所管事項説明を終了します。

執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○山田委員長 次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

初めに、3月定例会までに行う所管事務調査の案件について、執行部から、ひたちなか市第4次総合計画前期基本計画について、各第1種常任委員会において説明したい旨の申し入れがございました。つきましては、次回の案件は、総合計画前期基本計画について執行部より説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 それでは、次に日程についてですが、令和2年度に後期基本計画について説明を受けた際に、2日に分けて調査を行いました。今回も2日に分けて調査を行うということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 それでは、2日に分けて行いたいと思います。

次に、開催日についてですけれども、候補日が7日間あります。令和8年1月14日(水曜日)、15日(木曜日)、16日(金曜日)、19日(月曜日)、26日(月曜日)、27日(火曜日)及び28日(水曜日)の7日間のうち2日間で調整をしたいと思いますが、ほかの常任委員会との調整や執行部の説明員、会場の都合もありますので、できるだけ多くの候補日確保したいと思っております。皆様のご都合はいかがでしょうか。

暫時休憩します。

午後2時21分 休憩

---

午後2時27分 再開

○山田委員長 委員会を再開します。

それでは、候補日につきましては、1月19日の午後、26日の午前中、27日の午前、午後両方、28日は午前とします。候補日の中から開催日を2日間決めていきたいと思いますが、ほかの常任委員会との調整もありますので、開催日につきましては正副委員長にお任せいただ

きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。開催日が決まりましたら、予定通知にてご連絡をいたします。よろしくお願いいたします。次に、行政調査について協議をしたいと思います。

例年、第1種常任委員会の行政調査の実施につきましては、3月定例会の委員会において協議を行い、実施することになった場合、5月に実施しているところです。しかしながら、3月からの調整となると、視察先の選定や宿泊先、交通手段の手配などに十分な時間を確保することが難しく、また、希望日に他議会の視察など既に予定が入っている場合が多くあることから、来年度の行政調査の実施については、例年より前倒しで協議をさせていただきたいと思います。

まず、令和8年度の委員会の行政調査の実施についてはいかがいたしますか。実施するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、委員会の行政調査を実施することに決定しました。

それでは次に、行政調査の日程、案件などについて協議したいと思います。

初めに、日程について協議したいと思います。

暫時休憩します。

午後2時29分 休憩

---

午後2時32分 再開

○山田委員長 再開いたします。

日程につきましては、令和8年5月19日(火曜日)から22日(金曜日)のうち3日間で実施したいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、案件について協議をしたいと思います。

案件についてご意見があればお願いいたします。

(「正副に一任」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 正副一任ということでしたので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 ありがとうございます。それでは、正副委員長一任ということですので、案件を精査の上、先方と調整し、決定次第予定通知にて連絡をいたします。よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題にします。

配付資料のフォルダに戻っていただき、令和7年12月、閉会中の継続調査申出書(案)をお開きください。

閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明させます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出したいと思えます。

説明は以上でございます。

○山田委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思えます。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 それでは、以上で本委員会に付託された案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会します。

午後2時34分 閉会